

令和7年度 第1回豊橋市障害者自立支援協議会（全体会）

日時： 令和7年6月27日（金）

13:30～15:30（予定）

会場： 豊橋市上下水道局 5階大会議室

次第

【令和6年度評価・実績報告】

- 1 豊橋市障害者福祉基本計画（2024～2029）の評価 … 資料1－1・2
- 2 第7期豊橋市障害者福祉実施計画及び第3期豊橋市障害児福祉実施計画の実績報告
 - （1）成果目標 … 資料2－1
 - （2）サービス提供実績 … 資料2－2
 - （3）地域生活支援拠点の評価 … 資料2－3
- 3 令和6年度豊橋市障害者自立支援協議会年間活動報告書 … 資料3

【令和7年度体制・計画】

- 4 令和7年度の豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール … 資料4－1・2
- 5 令和7年度の各専門部会の活動状況報告
＜報告＞
 - （1）生活支援専門部会 … 資料5－1
 - （2）就労支援専門部会 … 資料5－2
 - （3）こども支援専門部会 … 資料5－3
- 6 障害者虐待防止に係る取組みについて … 資料6
- 7 （株）恵による障害者グループホーム等の一括譲渡後における対応状況について … 資料なし

○次回開催予定

第2回 令和8年2月20日（金）13:30～15:30 予定

会場： 豊橋市上下水道局 5階大会議室

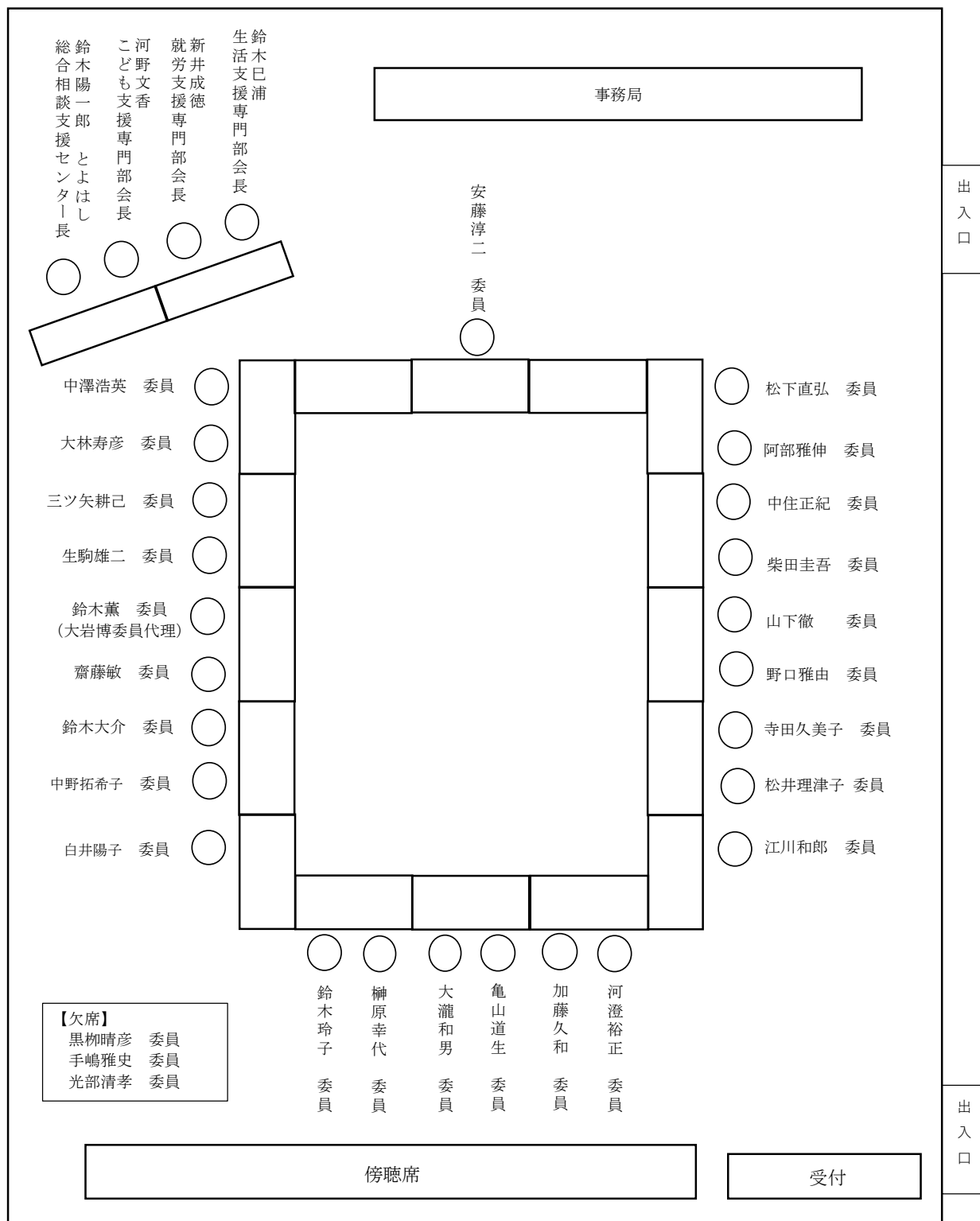
※10月頃、各専門部会の活動状況（上半期分）を書面にて中間報告させて頂く予定です。

令和7年度 第1回 豊橋市障害者自立支援協議会 全体会 配席図

日時：令和7年6月27日（金）

13:30～15:30

場所：豊橋市上下水道局 5階大会議室



豊橋市障害者自立支援協議会委員名簿

◎:会長 ○:副会長

	団体名	機関名	氏名
1	学識経験者	学校法人椋山女学園椋山女学園大学	手嶋 雅史
2	委託相談支援事業	社会福祉法人さわらび会 珠藻荘	◎黒柳 晴彦
3	委託相談支援事業	社会福祉法人さわらび会 あかね荘	光部 清孝
4	委託相談支援事業	社会福祉法人岩崎学園	松下 直弘
5	委託相談支援事業	社会福祉法人豊橋市福祉事業会	阿部 雅伸
6	委託相談支援事業	特定非営利活動法人さざなみ	中住 正紀
7	委託相談支援事業	一般社団法人ONE	柴田 圭吾
8	障害者団体	豊橋障害者(児)団体連合協議会	山下 徹
9	障害者団体	豊橋障害者(児)団体連合協議会	野口 雅由
10	障害者団体	豊橋障害者(児)団体連合協議会	松井 理津子
11	障害者団体	豊橋障害者(児)団体連合協議会	寺田 久美子
12	愛知県障害者保健福祉地域アドバイザー	東三河南部障害保健福祉地域アドバイザー	江川 和郎
13	就労関係機関	豊橋公共職業安定所	河澄 裕正
14	就労関係機関	豊橋障害者就業・生活支援センター	○安藤 淳二
15	福祉関係機関	豊橋市社会福祉協議会	加藤 久和
16	地域福祉関係機関	豊橋市民生委員児童委員協議会	亀山 道生
17	医療機関	豊橋市医師会	大瀧 和男
18	教育機関	愛知県立豊橋特別支援学校	榊原 幸代
19	教育機関	愛知県立豊川特別支援学校	鈴木 玲子
20	教育機関	豊橋市立くすのき特別支援学校	白井 陽子
21	教育機関	愛知県立豊橋聾学校	中野 拓希子
22	豊橋市	豊橋市 教育部 教育政策課	鈴木 大介
23	豊橋市	豊橋市 健康部 こども発達センター	齋藤 敏
24	豊橋市	豊橋市 こども未来部 保育課	大岩 博
25	豊橋市	豊橋市 健康部 健康増進課	生駒 雄二
26	豊橋市	豊橋市 福祉部 福祉政策課	三ツ矢 耕己
27	豊橋市	豊橋市 福祉部 長寿介護課	大林 寿彦
28	豊橋市	豊橋市 福祉部 障害福祉課	中澤 浩英

(敬称略)

豊橋市障害者福祉基本計画(2024～2029)の評価(総括)

A	21	A:順調に進んでいる
B	58	B:概ね順調に進んでいる
C	1	C:あまり順調に進んでいない

基本目標	基本施策		取組内容	主要事業	目標値 (令和11年度)	実績値 (令和6年度)	令和6年 度の評価
障害を理解し、ともに 生きる環境 づくり	1	共生社会への理解促進に向けた 周知啓発	(1) 広報活動の充実	広報とよはしなどを活用した情報提供	—	—	B
					—	—	A
			(2) イベントなどにおける啓発や交流	福祉関係イベントにおける啓発活動の実施	障害者週間イベント(まちなか絵画展)来場者:1,000人	障害者週間イベント(まちなか絵画展)来場者:750人	B
				パラアスリートとの交流事業の実施【新規】	—	—	B
				パラスポーツ出前講座の開催【新規】	—	—	B
			(3) ボランティア活動の充実	ボランティアの育成支援	—	—	B
				ボランティア体制の充実	—	—	B
	2	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障害者理解の推進	イベントなどによる障害者理解の推進	—	—	B
				理解・交流を深める事業の推進	—	—	B
			(2) 障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法に対する市民認知度:30%	アンケート未実施のため実績値なし	B
	3	情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実	(3) 障害者虐待防止法への取組み	障害者虐待防止法への取組み	—	—	B
			(1) 障害種別に応じた情報の提供及びコミュニケーション支援の充実	多様な手段による情報提供及びコミュニケーション手段の充実	—	—	A
			(2) 障害種別に応じた情報の提供及びコミュニケーション支援策の周知	聴覚障害者用福祉サービスの周知	手話通訳者・要約筆記者派遣 件数 1,200件	手話通訳者派遣事業 申請:526件、派遣人数:634人 要約筆記者派遣事業 申請:44件、派遣人数86人 (R7.2月末時点)	B
				コミュニケーション条例の周知	—	—	B
社会参加しやすい仕組みづくり	4	教育の振興	(1) 発達支援体制の充実	障害の早期発見	—	—	B
					—	—	B
				障害児のいる家庭への支援	計画期間中におけるペアレント・トレーニングの合計参加者数:36人	参加者:5名(令和6年度)	B
				療育関係機関等との連携	—	—	B
					—	—	B
				地域における発達支援のスキルアップ・機能強化	—	—	B
				豊橋市障害者自立支援協議会の障害児支援機能の強化	—	—	A
				障害児通所支援給付の実施	—	—	B
			(2) 障害児の成長や家庭を支援する保育活動等の充実	特別支援保育の推進	—	—	A
					—	—	A
				児童発達支援事業所利用児の交流保育	—	—	A
				こども発達センター・児童発達支援センターと連携した障害児保育及び生活支援の総合サービスの実施	—	—	B
			(3) 医療的ケア児等への支援の充実	医療的ケア児への支援	保育園・学校等における医療的ケア利用者／保育園・学校等における医療的ケア希望者の割合:100%	保育園・学校等における医療的ケア利用者／保育園・学校等における医療的ケア希望者の割合:100%	B
				「医療的ケアガイド」の周知・充実	—	—	B
			(4) 障害児を支援する教育活動の充実	専門的な知識を持った相談員による相談活動の充実	—	—	B
				関係機関との連携強化	—	—	B
				特別な支援を必要とする子どもの教育を支援するための人員配置	—	—	B
				特別支援教育を推進する教員の専門性向上	—	—	B
				特別な支援を必要とする子どもの健康管理の推進	—	—	B
	5	雇用、就業、経済的自立の支援	(1) 雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化	福祉的就労から一般就労への移行の促進	福祉的就労から一般就労への移行者数:114人(R8目標値)	福祉的就労から一般就労への移行者数:107人	B
				工賃向上に向けた取組みの推進	優先調達金額:25,000千円	優先調達金額:11,799千円	B
				障害者の就労定着のための支援の推進	就労定着支援事業の利用者数:55人(R8目標値)	就労定着支援事業の利用者数:67人	B
				就労支援に向けた関係機関との連携	—	—	A
					—	—	B
	6	文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 障害者の日常生活を豊かにするための参加機会の確保	指導者などの人材育成の充実	—	—	B
				スポーツ・文化芸術活動、生涯学習の充実	障害者福祉会館(さくらピア)のスポーツ・文化教室等の延べ利用者数:1,100人	障害者福祉会館(さくらピア)のスポーツ・文化教室等の延べ利用者数:771人	A
				善意のシートの設置【新規】	—	—	A
				読書バリアフリーサービスの充実【新規】	—	—	B
	7	行政手続における配慮の充実	(1) 窓口等における行政手続等の配慮	障害者への適切な配慮のための研修の実施	障害者差別解消法研修の参加者数:150人	障害者差別解消法研修の参加者数:180人	A

基本目標	基本施策		取組内容		主要事業	目標値 (令和11年度)	実績値 (令和6年度)	令和6年 度の評価
安全・安心に暮らせる地域づくり	8	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)	相談支援体制の充実	相談支援体制の充実	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所における相談件数:25,000件／年	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所における相談件数:24,216件／年	B
					関係機関の連携による相談体制の充実	—	—	A
					発達障害にかかる相談体制の充実	—	—	A
					多機関協働事業等の一体的実施【新規】	—	—	B
			(2)	日々の暮らしを支援する障害福祉サービスに関する啓発の充実	障害福祉サービスについての情報提供・啓発	事業所フェア参加人数:500人	事業所フェア参加人数:350人	B
			(3)	在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進	在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進	居宅介護の延べ利用者数:17,500人(R8目標値)	居宅介護の延べ利用者数:8,975人	B
			(4)	障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進	障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進	生活介護の延べ利用者数:12,060人(R8目標値)	生活介護の延べ利用者数:10,875人	B
			(5)	生活の場を確保するための居住系サービスの利用促進	グループホームの確保	施設整備数1施設	—	A
					豊橋市障害者自立支援協議会の地域移行支援機能の強化	地域移行支援利用者数:6人(R8目標値)	地域移行支援利用者数:4人	B
			(6)	日常生活に必要なサービス等の提供	地域生活支援事業の充実	移動支援の延べ利用件数:13,000件／年(R8目標値)	移動支援の延べ利用件数:12,245件／年(R8目標値)	B
					難病患者・家族への支援	—	—	B
					ヤングケアラー支援事業【新規】	—	—	B
			(7)	外出時における移動手段等の提供	福祉タクシー乗車券交付等移動手段助成制度の利用促進	—	—	B
					移動を支援するボランティアの育成	—	—	B
			(8)	障害福祉サービスの選択等を支援するための意思決定支援の推進	意思決定支援の充実	—	—	A
					—	—	—	B
					成年後見制度の利用支援	—	—	A
	9	保健・医療の推進	(1)	生活の質の向上につながる健康診査・健康教育の充実	乳幼児を対象とした健康診査や健康教育の充実	—	—	B
					成人を対象とした健康診査、健康教育の充実	特定健康診査の受診率:60%	特定健康診査の受診率:37.4%	B
			(2)	健康づくりをはじめとする啓発・相談事業の充実	乳幼児の相談事業	—	—	B
					成人の保健相談事業	—	—	B
					病気の予防や健康づくりについての情報提供	—	—	B
			(3)	医療サービスを受ける機会の確保等	各種医療給付の実施	—	—	B
					—	—	—	A
					医療費助成の実施	—	—	B
					—	—	—	A
					障害者歯科診療の実施	—	—	B
	10	防災、防犯の推進	(1)	災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	避難行動要支援者支援事業等の充実	避難行動要支援者台帳登録者数:900人(R7年度の目標値)※第4期豊橋市地域福祉計画による	R6の避難行動要支援者台帳登録者数:141人(R3からの累計605人)	C
					犯罪被害防止・交通事故抑止の啓発	—	—	A
					避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	—	—	B
	11	安全・安心な生活環境の整備	(1)	ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインの推進	—	—	B
					バリアフリーに対応した道路の整備や市営住宅の建て替え及び公園の新設など	バリアフリー対応の施設整備数:公園トイレ改修11施設(2024-2029計画期間中に8施設)、新規公園整備(2024-2029計画期間中に4施設)	バリアフリー対応の公園トイレ改修割合 25%	A
						市営住宅のバリアフリー化率:38.0%	バリアフリーに対応した市営住宅の割合 30.2%	A
					—	—	—	B
					公共交通機関のバリアフリー化の促進	—	—	B
			(2)	消費者としての利益擁護	消費生活講座等を通した消費者教育の推進	—	—	A

豊橋市障害者福祉基本計画(2024～2029)事業一覧

資料1-2

A：順調に進んでいる
B：概ね順調に進んでいる
C：あまり順調に進んでいない

基本目標	基本施策		取組内容		主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
障害を 理解し、 ともに生 きる環境 づくり	1	共生社会へ の理解促進 に向けた周 知啓発	(1)	広報活動の充実	広報とよはしなど を活用した情報提 供	広報とよはし、市のホームページなど、情報化社会に対応した多様 な媒体を活用して、障害者への理解を更に深める情報を提供しま す。	—	福祉政策課 (事業主体： 社会福祉協議 会)	・社会福祉協議会の広報誌「とよはし社協だより」において障害 者関係事業の周知並びに誌面内「ボランティアランド」コーナー でボランティアによる障害者支援について啓発 ・社会福祉協議会のホームページにて、障害者関係事業の周 知並びにボランティアによる障害者支援の取組み、障害者等へ の理解を促進する福祉教育の取組み、障害者施設等の紹介 ・「ぼらんていあ通信」で障害者支援ボランティアの取組みを紹 介し、共に生きる街づくりについて啓発 ・ボランティアネットワークガイドブック(活動団体紹介冊子)に て、障害者支援ボランティアを周知 ・「社会福祉協議会のあらまし」「社会福祉施設のあらまし」に て、障害者支援に関する情報提供 ・エフエム豊橋やティーズでの障害者支援ボランティアのPR(ボ ランティア講座、イベントの告知や障害者支援ボランティア団体 の出演による活動紹介) ・情報誌「ぼらめ〜と」にてボランティア講座、イベントの告知、 障害者施設でのボランティア募集情報の周知 ・無料通話アプリ「LINE」にてボランティアセンターアカウント作 成、並びにボランティア講座、イベントの告知、障害者施設での ボランティア募集情報の周知 ・動画サイトYouTubelにてアカウントを作成し、動画でボランティ ア講座やイベントの告知を周知	—	B	・各情報媒体の充実と、継続的な 情報発信 ・地域ミニコミ誌、コミュニティラジ オ、テレビ等の各種情報媒体と連 携した告知機会の拡充	・社会情勢や制度の変化に応じ て、情報の内容を充実、改編し、 市民ニーズに即した、インターネッ ト媒体を利用した情報提供を充実 させる。
							—	広報広聴課	広報とよはしや市ホームページなどを通して障害者への理解を 深める事業等の情報提供ができた。	—	A	市政に関心が無い方への情報発 信手段の検討	引き続き効果的な情報発信を行う
			(2)	イベントなどにお ける 啓発や交流	福祉関係イベント における啓発活 動の実施	「障害者週間イベント」など、福祉関係イベントの機会を捉え、市民 の方へ障害の理解を深める啓発活動と障害者との交流を進めま す。	障害者週間イベント(まちな か絵画展)来場者：1,000人	障害福祉課 福祉政策課 (事業主体： 社会福祉協議 会)	・「いきいきフェスタ」で、障害者団体、福祉施設等が主体的に 情報発信する市民啓発を実施 ・「障害児(者)とボランティアのつどい」を開催し、障害児者の社 会参加と交流を促進 ・「とよはし障害者青年学級」を開催し、ボランティアによる障害 者の余暇支援を通しての社会参加促進 ・「豊橋市障害者はたちのつどい」の実施 ・ボランティアと連携した在宅障害者「なかよし料理講習会」の 実施による社会参加の促進	障害者週間イベント(まちな か絵画展)来場者：750人	B	活動者(ボランティア)の安定的な 確保及びそれぞれの取組みの充 実	・ボランティア講座等による人材確 保により、各事業を適宜、改善・充 実して継続する。 ・各イベントの周知を進め、ボラン ティア・障害者双方の参加を促進 させる。
					パラアスリートと の交流事業の実 施【新規】	スポーツを通じた共生社会の促進を図るため、パラアスリートによる 講習会やパラスポーツの体験会を実施します。	—	「スポーツのま ち」づくり課	・豊橋市出身のパラアスリートである八木克勝選手による卓球 講座を開催 ・とよはしスポーツ博でアンプティサッカーの選手や車いすバス ケットボールの選手と交流する体験会を実施 ・日本財団主催のあすチャレ！（実技で行うパラアスリートの授 業）を8校に実施。	—	B	パラスポーツの魅力体感、共生社 会の理解促進につながるよう、よ り多くの人に参加してもらえる工 夫が必要。	引き続きパラスポーツの体験会を 実施していく。
					パラスポーツ出前 講座の開催【新 規】	スポーツを通じた共生社会の促進を図るため、希望する学校に対 し、ゴールボール等の出前講座を実施します。	—	「スポーツのま ち」づくり課	ゴールボール出前授業を5校に実施	—	B	意識の変化や新たな気づきなど 共生社会への理解促進にはつな がっているが、参加人数が限られ る。	気づきや意識の変化を身近な手 助けなどにつなげられるよう講座 で伝えていく。
			(3)	ボランティア活動 の充実	ボランティアの育 成支援	・ボランティア活動の充実を図るため、ボランティアコーディネーター の資質向上を図り、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを進 めます。 ・各種ボランティア養成講座を開催し、専門的な知識や技術を必要 とするボランティアや障害者の社会参加を支援するボランティアの 養成を支援します。	—	福祉政策課 (事業主体： 社会福祉協議 会)	・社会福祉協議会として、ボランティア相談にあたるボランティ アコーディネーターを6人体制で設置している。また、愛知県社 会福祉協議会等の開催する研修や会議に適宜参加し、コー ディネーターの資質向上に努めている。 ・「手話体験講習会」、「手話入門・基礎講習会」(※平成27年度 から障害福祉課より受託)の実施 ・要約筆記入門講座の実施 ・点訳ボランティア養成講座の実施 ・あなたの声でボランティア！音訳入門講座実施	—	B	・相談者の希望やニーズに即し、 よりきめ細かコーディネートに留 意していくことが必要 ・講座参加者の確保と活動団体 への加入促進	・個々が対応したボランティア相 談について、今後の相談対応の 際に活かせられるよう、コーディ ネーター全体で情報を共有、把握 する。 ・ボランティアを必要とする側の ニーズを把握する。 ・各種広報、情報媒体を活用した 講座告知を充実し、講座参加者 増加に努める。 ・ボランティア団体に受入担当者 の配置を求めるなど、活動団体へ の受入体制の整備による加入促 進の取り組みを進める。

基本目標	基本施策		取組内容		主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
障害を 理解し、 ともに生 きる環境 づくり	1	共生社会へ の理解促進 に向けた周 知啓発	(3)	ボランティア活動 の充実	ボランティア体制 の充実	・障害者や高齢者が地域で安心・安全な生活を送ることができるよう、「見守りボランティア」活動のさらなる充実を図ります。 ・ボランティア活動の活性化を図るため、「市民活動プラザ」「ボランティアセンター」を拠点にボランティア支援団体との連携を深めます。	—	福祉政策課 (事業主体： 社会福祉協議 会)	・民生委員児童委員との協働で、地域の対象者の把握と登録、対象者の近隣住民の協力による見守りボランティアへの登録を行い、地域における見守りボランティア活動の推進に努めた。 ・2月に見守りボランティア活動PRチラシを自治連合会の協力により組回覧し、市民の活動に対する理解促進を図った。 ・ボランティアセンター設置、ボランティアコーディネーターの配置 ・ボランティアセンターのポスター、パンフレットによるPR ・ボランティア活動環境の整備(ボランティア保険受付、活動器材の貸出、打合せ用の部屋、印刷室、録音室、編集室等の貸出、書庫・ロッカーの貸出) ・ボランティアグループと連携した養成講座の実施とレベラアップのためのフォロー講座やグループ運営研修の実施 ・視覚障害者、肢体不自由者ガイドヘルプボランティア派遣のコーディネート及び点訳・音訳活動、とよはし障害者青年学級の運営支援 ・とよはしボランティアネットワークや東三河ボランティア集会の実施によるグループ同士の相互理解、連携体制構築への取り組み ・ボランティア活動助成事業による活動資金の支援 ・図書、ビデオライブラリーの設置	—	B	・近所付き合いが希薄で地域のつながりが薄れてきている中では、地域の多種多様な人や資源(商店等)、警察や関係団体が参加するネットワークの構築が必要であり、地域の様々な立場の人たちで情報共有することのできる体制づくりが求められている。 ・障害者制度や支援ニーズの変化、点訳や音訳におけるIT化等社会情勢の変化に対応した環境整備や支援	・民生委員児童委員への見守り対象の更なる啓発による登録世帯増加と、市民の見守り活動への更なる理解促進による見守り協力者の増加を図り、ネットワークの再構築の検討を継続する。 ・社会情勢等を注視しつつ、情報保障や外出支援、余暇支援等障害者への直接的な支援を継続するとともに、これらのボランティアは、学校や企業、市民への福祉教育(啓発)への関わりも重要な役割を担っており、双方の視点で今後とも充実、発展を図る。 ・講座などを通し、ボランティアグループと協働しながら、ボランティアの人材確保のための事業を進める。
	2	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)	障害者理解の推進	イベントなどによる障害者理解の推進	「いきいきフェスタ」などのイベントや出前講座などを積極的に活用し、障害者の特性等の理解を深めるための福祉教育を進め、福祉意識の醸成と高揚に継続的に取組めます。	—	福祉政策課 (事業主体： 社会福祉協議 会)	・「いきいきフェスタ」で、障害者団体、福祉施設等が主体的に情報発信する市民啓発を実施。 ・学生ボランティアによる「いきいきフェスタ」での障害者施設、団体への支援活動 ・「障害児(者)とボランティアのつどい」を開催し、障害児者の社会参加と交流を促進 ・「とよはし青年学級」を開催し、ボランティアによる障害者の余暇支援を通しての社会参加促進 ・「豊橋市障害者はたちのつどい」の実施 ・学校等における福祉教室の企画運営、資料提供並びに講師派遣協力(手話、点字、要約筆記、音訳、視覚障害者ガイドヘルプ、車いす体験、福祉レクリエーション、障害者の講演)	—	B	・福祉イベントや行事での一般市民集客には、様々な工夫が必要と考えられ、話題性、時事性、社会情勢を勘案したテーマをベースに企画を展開することが課題となる。 ・学校からの依頼に適切に対応するための、福祉教室講師のボランティアや障害者講師の人材確保	・障害に関わる啓発は、継続性が重要と考えられる。ボランティアや障害者団体と連携し、学校等への講師派遣等の体制を今後も充実、発展させていく。 ・継続的なイベントの周知により一般市民の参加を促し、障害者への理解を深める。
						障害者週間に合わせ市民と障害者が参加するイベントを開催するなど、障害や障害のある人に対する市民の関心と理解が深まるよう、啓発を充実します。	—	障害福祉課	・「とよはしみんなのまちなか絵画展」を開催。障害者の絵画作品を募集し、抽選で選ばれた50名の作品を、豊橋市役所市民ギャラリー、こども未来館ここにこに展示。市民投票で選ばれた上位25作品をここにこに再掲し、南ライオンズクラブ主催の夢フェスティバルのステージにて、いいね賞、スポンサー賞の受賞者を表彰した。	—	B	一定数の市民や障害者に参加してもらうことが出来ているが、より多くの様々な市民に参加してもらえるようなイベントにしていけるように、開催内容を工夫していく必要がある。	・一部開催方法を変更し、改善・充実して継続する。 ・各イベントの周知を進め、障害者の社会参加を促進させる。
			(2)	障害者差別解消法の周知	理解・交流を深める事業の推進	・障害を知り、障害を理解するため、障害のある子とない子が交流することにより、お互いを理解しあう機会を提供します。 ・福祉協力校の活動、「総合的な学習の時間」を活用した福祉体験活動、中学校の職業体験に関連した活動など、学校における福祉体験活動の充実を図るとともに、地域における福祉体験活動への支援を行います。	—	学校教育課	・インクルーシブ教育システムの推進に向け、居住地交流や学校間交流を継続して行った。直接交流ができ、障害のある子とのかかわりを深めることができた。 ・総合的な学習の時間を使って福祉について学ぶ機会を作るなど、互いに認めあうことの大切さを学ぶことが継続している。	—	B	障害に対する理解を深めるため、さまざまな場面で障害のある子が地域の中で生きていけるように、に在籍する子どもが居住地校で学習する機会を啓発していく。	市内各校に、センター的機能を有する特別支援学校との交流(児童生徒及び教員)を啓発する。また、居住地校など、特別支援学校に在籍する子どもが居住地校で学習する機会を啓発していく。
						障害を理由とした不当な差別的取扱いをなくし、合理的配慮が提供されるよう市民、企業、福祉サービス事業所、職員など障害者差別解消法の周知を図ります。	障害者差別解消法に対する市民認知度：30%	障害福祉課	・市職員、市民、事業者等が参加可能な障害者差別解消法についての研修を実施した。 ・市職員が小学校などに障害者差別解消法について出前講座を行った。 ・豊橋市サービス向上支援事業として基幹相談支援センターが障害福祉サービス事業所に対して出前講座を行った。	アンケート未実施のため実績値なし	B	福祉サービス事業所だけでなく、より多くの市民や企業に障害者差別解消法についての研修に参加してもらえるよう周知に工夫が必要。	・市民や企業に対する周知、啓発のため効果的な方法を検討し、積極的に取り組む。 ・障害者差別解消法の研修を継続して実施し、周知度向上に努める。
			(3)	障害者虐待防止法への取組み	障害者虐待防止法への取組み	障害者虐待防止法の趣旨・目的への理解を深めるため、障害者権利擁護ネットワーク協議会において、事業所職員を対象とした虐待事例の情報共有を図り、連携した対応を実施します。	—	障害福祉課	・権利擁護ネットワーク協議会において虐待対応の事例を取り上げ、対応方法について協議を行った。 ・障害者虐待防止における事業所訪問を実施し、虐待や支援について事業所の相談に応じ、助言を行った。	—	B	養護者による虐待、施設従事者における虐待ともに増加の傾向にある。	権利擁護ネットワーク協議会で虐待対応の事例を取り上げ、対応方法について協議を行う。 障害者虐待防止における事業所訪問を継続的に実施する。
	3	情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実	(1)	障害種別に応じた情報の提供及びコミュニケーション支援の充実	多様な手段による情報提供及びコミュニケーション手段の充実	障害者の生活に役立つサービス情報の提供の充実を図ります。聴覚障害者には手話通訳・要約筆記、視覚障害者には点字・音訳・代読、知的障害者には平易な表現の実施等、障害特性に合わせたコミュニケーション手段の充実を図ります。	—	広報広聴課	点字・音声など多様な方法での情報提供に努めた。	—	A	限られた人手のなかで効果的な発信媒体や手段を選択していかなければならない	多様な媒体を通して情報発信を行う
			(2)	障害種別に応じた情報の提供及びコミュニケーション支援策の周知	聴覚障害者用福祉サービスの周知	市民、事業者、各種行事主催者などに対して、手話通訳・要約筆記の必要性の周知を継続し、行事開催時は手話通訳者・要約筆記者の派遣をするなどの支援に向けて啓発を図ります。	手話通訳者・要約筆記者派遣件数 1,200件	障害福祉課	手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、各種行事主催者等に対し、手話通訳・要約筆記者の派遣事業の周知を行った。	手話通訳者派遣事業 申請:526件、派遣人数:634人 要約筆記者派遣事業 申請:44件、派遣人数86人(R7.2月末時点)	B	各種行事等のチラシ・HP等に情報保障の有無の記載が無く、参加申込を断念する障害者がいるため、主催者に情報保障の必要性を伝え、障害者が参加しやすい環境整備が必要と考える。	引き続き、手話通訳・要約筆記等の情報保障の大切さについて、市職員、市民等へ周知・啓発を行っていく。
					コミュニケーション条例の周知	・コミュニケーション条例を周知することで、多くの市民へ障害者のコミュニケーション手段についての理解を深められるようにします。	—	障害福祉課	・市職員、市民、民間企業問わず参加できる障害者差別解消法及びコミュニケーション条例の研修会を開催 ・市内の小中学校へ障害者差別解消法及びコミュニケーション条例の出前講座を開催	—	B	より多くの市民に周知し、意識を醸成するための方策	出前講座を始めとした条例を認知し、意識してもらうための施策を継続する。

基本目標	基本施策		取組内容	主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
社会参 加しやすい仕組 みづくり	4	教育の振興	(1)	障害の早期発見	乳幼児健康診査や専門医による診療等を通じた障害の早期発見に努めるとともに、発達支援が必要な児童について、関係機関と連携した支援を行います。	—	こども発達セン ター	・専門医による診療や、理学療法、作業療法、言語聴覚療法によるリハビリテーションの実施により、障害の早期発見に努めた。また、乳幼児健診等を実施する保健部門と連携し、発達が心配な児童を、親子通園つつじ教室へと繋げ支援を行った。	—	B	事業を実施するためのスタッフの確保及びスキルアップが必要	乳幼児健診等を実施することも保健課と事後教室などで連携し、発達に心配のあるお子さんを親子通園つつじ教室や医療に繋げ、障害の早期発見に努める。
						—	こども保健課	乳幼児健康診査で障害の疑いがある児の早期発見に努め、精密検査の受診勧奨・結果の把握を行った。また、健診事後相談・事後教室などで发育発達を確認しながら適切な療育機関へ繋げた。	—	B	障害に対する保護者の受容によつては、健康診査等から早期の療育に繋がらないことがある。	乳幼児健康診査で疾病や障害の早期発見に努め、児の成長を保護者とともに確認しながら、適切な時期に必要な関係機関へ繋げていく。
				障害児のいる家庭への支援	障害児のいる家庭に対し、障害児通所支援事業の紹介等必要な支援を行います。 ペアレント・トレーニングを実施し、発達に心配のある子どもの保護者が特性の理解・対応の仕方を知ることができるよう支援します。	計画期間中におけるペアレント・トレーニングの合計参加者数:36人	障害福祉課	・療育的支援が必要な児童に対し、障害児通所支援事業について窓口や電話にて説明、適切なサービス利用へと導き、保護者の育児・療育に対しフォローを行った。 ・子の発達に不安のある保護者に対し、ペアレント・トレーニングの講座を実施した。	参加者:5名(令和6年度)	B	障害児を育てる保護者への障害児通所支援事業の周知が少なく、また、発達に関する不安を気軽に話せる場所や機会が少ない。	児童発達支援センター職員が市内子育て支援センターへ訪問し相談事業を実施する。
				療育関係機関等との連携	あいち発達障害者支援センター、東三河児童・障害者相談センターなどの専門機関や市内の保育所、幼稚園、認定こども園、児童通所支援事業所、診療機関、学校等と連携し、支援を進めます。	—	こども発達セン ター	県の障害児等療育支援事業実施施設担当者会議、療育関係者会議などで情報交換や連携を行った。また、保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談、学校や療育施設等への施設支援の実施、保護者や福祉・教育関係者を対象とした勉強会や講演会を通して支援を進めた。	—	B	事業を実施するためのスタッフの確保及び担当者間の情報共有が必要	愛知県医療療育総合センター、東三河児童・障害者相談センターなどの専門機関や市内の保育所、幼稚園、療育機関、学校等との連携を行っている。
						—	こども保健課	障害の疑いがある児や保護者の気持ちに寄り添い、保育園や関係機関と連携して児の成長や発達に対応した支援を行った。	—	B	関係機関によって、障害の理解や対応が様々であり、早期療育に繋げることが困難な場合がある。	早期療育に繋がるように、今後とも必要な関係機関と連携し支援していく。
				地域における発達支援のスキルアップ・機能強化	地域で発達支援に携わる方のスキルアップのため、研修や講演の機会を充実するとともに、相談機能強化や各種サービスとの連携を図ります。	—	こども発達セン ター	保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談、学校や療育施設等への施設支援の実施、保護者や福祉・教育関係者を対象とした研修会や講演会を開催することにより、地域における発達支援のスキルアップ・機能強化を図った。	—	B	関連する事業の周知方法を充実させる必要がある	地域で療育に携わる人の技術力を向上させるため、研修や講演の機会を充実するとともに、相談機能強化や各種サービスとの連携を引きつづき図っていく。
				豊橋市障害者自立支援協議会の障害児支援機能の強化	こども支援専門部会及び事業所連絡会において、事例検討会、事業所の交流、職員資質向上に向けた支援を行います。	—	障害福祉課	・中核的役割を果たす協議の場として豊橋市障害者自立支援協議会を引き続き設置し、医療・高齢介護など、地域の関係機関によるネットワークの強化に努めた。 ・事業所交流会や事業所連絡会をととして、地域で課題となっていることの共有を行った。	—	A	障害児通所支援事業所の増加、子どもや保護者の幅広いニーズにより、各事業所の支援内容は多様化してきている中、改めて事業所の役割を明確にし、発達支援の意識付けをする必要がある。	各サービスのガイドラインの周知、事業所向け講座にて事業所の役割を再認識する機会を設けるなどし、障害児通所支援事業所の役割周知と質の向上を図る。
				障害児通所支援給付の実施	障害児の発達支援の場や社会交流の機会を充実するとともに、障害児の生活全般の相談支援を通じて、多面的な支援を行います。	—	障害福祉課	障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、障害児支援利用計画案等を勧奨して、障害児通所支援給付費支給の可否を決定した。	—	B	保護者が療育の場より預けの場と認識しているケースがみられ、支給決定の日数が実利用状況と合致しておらず、支給決定が利用状況よりかなり多くなっているケースがみられる。	保護者に対し、障害児通所支援事業の事業目的の周知や聞き取り時の保護者からのニーズ把握（サービスや日数等）を丁寧に行う。
			(2)	特別支援保育の推進	・保育所・認定こども園等の職員の資質向上のため、特別支援保育に関する研修機会を充実します。 ・加配保育士・保育教諭配置の充実に努め、特別支援保育の受入れ体制を整備するとともに、今後の対策を検討する。	—	こども発達セン ター	保育所・幼稚園、認定こども園への巡回相談・職員研修会・親子通園つつじ教室見学研修、講演会等を開催した。	—	A	より研修会等に参加しやすい方法を検討する必要がある。	保育所等の職員の資質向上のため、保育課と連携し研修機会の充実を引きつづき図っていく。
						—	保育課	・園職員の資質向上のため、市主催の研修機会の充実を図ることができた。 ・発達に遅れのある児童等の保育施設での受入れを行うため、市独自で加配保育士配置のための人件費等の補助を実施。 ・年度途中における特別支援保育の申請を開始するなど保育施設での受入れ体制の充実を図った。	—	A	園職員のレベルアップを図るため、より効果的な研修内容について引き続き検討・実施する必要がある。慢性的な保育士不足の中、発達に遅れのある児童は増加傾向にあり、保育施設における受け皿確保のみでは限界を迎えつつある。	関係機関と連携し、研修開催を十分に周知することにより、多くの職員が研修機会を引き続き、特別支援保育の受入れ体制の充実に努めるとともに、関係機関・他部局と連携して、対策を検討する。
				児童発達支援事業所利用児の交流保育	児童発達支援事業所利用児の交流保育に対する理解を進めます。	—	保育課	療育施設利用児童と保育施設等の児童との交流を継続し、相互理解を図ることができた。	—	A	効果的な交流を行うためには園職員の資質向上を図る必要もあり、これに向けた各種研修等の充実が必要である。	保育施設と協議しながら事業実施することにより、引き続き交流保育の充実に努める。
				こども発達センター・児童発達支援センターと連携した障害児保育及び生活支援の総合サービスの実施	保育所、認定こども園、幼稚園への巡回相談や学校、児童通所支援事業所等への支援を実施します。	—	こども発達セン ター 障害福祉課	保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談、学校や療育施設等への施設支援の実施、保護者や福祉・教育関係者を対象とした勉強会や講演会を開催した。	—	B	事業を実施するためのスタッフの確保及びスキルアップが必要	保育所、認定こども園、幼稚園、学校、療育施設等へ巡回相談等の周知を行い、実施していく。

基本目標	基本施策		取組内容		主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
社会参 加しやすい仕組 みづくり	4	教育の振興	(3)	医療的ケア児等 への支援の充実	医療的ケア児への支援	医療的ケア児の在籍する保育所・学校等へ、看護師の派遣や常駐により、医療的ケアを実施します。	保育園・学校等における医療的ケア利用者／保育園・学校等における医療的ケア希望者の割合：100%	障害福祉課 保育課 学校教育課 教育政策課	・医療的ケア児が在籍する保育所・学校等への看護師の派遣について、未就学児2名、小学生5名、中学生1名へ実施した。 ・R7.1月より、医療的ケア児等支援マネージャーを配置し、新規の医療的ケア児の把握及び必要な関係機関への共有を行った。 ・保育所等では、公立園2園は看護師を常駐、公立園1園は訪問看護を利用し、医療的ケア児の受入れを行った。	100%	B	・個々の医療的ケアの状況に合わせた対応が必要であり、調整に時間を要している。 ・放課後児童クラブ等での利用希望が出始めており、体制整備が必要がである。 ・民間園では看護師配置が難しく受入れが進まないため、園探しの選択肢が狭くなってしま ・訪問看護による医療的ケアを希望する市立高等学校等在籍生徒に対し、看護支援事業を実施する。	・医療的ケア児等が途切れることなく支援を受けれるよう、関係機関と連携を強化する ・医療的ケア児等支援マネージャーの役割の明確化 ・引き続き就園を希望する医療的ケア児の支援を行うとともに、民間園に対しても受入れについて働きかけていく
					「医療的ケアガイド」の周知・充実	三師会の協力を得て訪問診療、訪問看護など医療的ケアが必要な障害児・者の情報提供の周知と充実を図ります。	—	障害福祉課	「医療的ケアガイド」の改定で、医療的ケア児者に対応するサービス事業所情報の更新をし、関係機関へ周知を行った。	—	B	医療的ケアガイドの周知が不十分であるため、周知方法の再検討が必要。	定期的に情報の更新を行うとともに、これまでホームページ上での周知のみであったため、改めて関係機関や事業所へ周知する。
			(4)	障害児を支援する教育活動の充実	専門的な知識を持った相談員による相談活動の充実	心理カウンセラー、心理判定員、スクールカウンセラーなどの専門相談を充実します。	—	学校教育課	にじの子相談室の活用について、幼少期の保護者の相談も増加した。困り感や検査結果をもとに心理判定員、相談員が保護者、学校へ個に合った支援方法を伝えることができた。検査結果をもとに個の実態把握や支援方法に活かすことができた。	—	B	検査の結果や相談について、個に応じた支援を考えている。個別の教育支援計画の充実を図りながら、よりよい支援について考えていくことが必要。	個別の教育支援計画を充実を図りながら、他の機関との連携を強化していく。
					関係機関との連携強化	小中学校、特別支援学校、医療機関、福祉施設等との連携を強化し、特別支援教育の充実を図ります。	—	学校教育課	・こども発達センターや保育課の協力のもと、就学前の保護者にとよりや映像を活用した情報を提供していくことができた。 ・特別支援学校のセンター的機能を生かした相談活動や県の特別支援学校の巡回相談への積極的な参加、研修などが行われ、教員の資質向上を図ることができた。	—	B	就学児への情報提供などを行うことで、保護者に対して、就学時健康診断より前に学校と連絡をとるよう促している。保護者が学校へ連絡することに不安をもつケースもあるため、なんでも相談できることを啓発していく。	教職員の専門性を高めるために、特別支援学校のセンター的機能を活用することを引き続き促していく。就学に対する保護者の不安が軽減できるように、早めに学校と保護者が相談できるように伝えていく。
					特別な支援を必要とする子どもの教育を支援するための人員配置	特別な支援を必要とする子どもとその家族の支援に必要な支援員を配置するとともに、個人の特性に応じた支援を充実するために、通級指導教室の拡大・充実を図ります。	—	学校教育課	通級指導教室の教員(県の加配)の増加により、より多くの学校が拠点校となり、「自立活動」を中心に個のニーズに合った指導を行うことができた。	—	B	通級指導教室対応教員の配置が加配があったが、初めて通級を指導する教員も多くなってきたので、教員の専門性の向上を図る。	・通級指導の教員研修のさらなる充実を図る。 ・特別支援教育支援員の配置により、特別支援学級の児童に、より丁寧な支援が行なわれるよう促していく。
					特別支援教育を推進する教員の専門性向上	特別支援教育研究協議会への支援を継続するとともに研修の充実を図り、教員の専門性の向上を図ります。また、個別の教育支援計画の策定により、保護者とともに子どもの成長を促す教員の資質向上を図ります。	—	学校教育課	特別支援学級の増級に伴い、毎年新しく特別支援学級を担任する教員が増えている。特別支援教育に対するすそ野を広げることができているが、研修会や日々の指導において、専門性の向上を図ったり、個別の教育支援計画等の充実を図っていく必要がある。	—	B	個に応じた支援の充実を図るため、個別の教育支援計画・指導計画を充実させる必要がある。	その子に合った支援を考えていくために、教員の特別支援教育に関する専門性を高める。他の機関や保護者との連携を強化しながら、一人一人を大切にした支援の充実を図る。
					特別な支援を必要とする子どもの健康管理の推進	くすのき特別支援学校をはじめ小中学校において、児童生徒の健康管理を推進するため、部活動への参加による体力づくりや家庭との連絡を密にした健康管理などを行います。	—	教育政策課 学校教育課	・小中学校は、休み時間の外遊びを奨励したり、マラソンや縄跳びの練習に全校で取り組んだりする機会をもつなどして体力づくりに努めた。また、交流学习として、通常学級の子と一緒に体育の授業を行うことで、体力づくりだけでなく、子どもの自立と社会参加の基礎を育んでいる。中学校では、特別な支援を必要とする子どもの部活動参加は学校によってさまざまではあるが、特に、運動部においては体力づくりという観点だけではなく、人間関係づくりなど、共生教育の意識を高めることができていると考える。また日常の健康指導や学校保健委員会等において、子どもの健康への意識を高めることができた。 ・くすのき特別支援学校高等部産業科の子どもにとって、部活動は体を動かすよい機会であり、体力向上につながっている。また、小学部は、歩く活動を行うなどして体力づくりに努めたり、生活習慣病の学習等により健康への意識向上を図ったりした。	—	B	・小中学校では、家族や教職員からの働きかけだけでなく、自分で健康や体力を向上させようとする意識の醸成を図る必要がある。 ・中学校においては、熱中症、感染症等により、生徒の健康や安全面の確保がしづらい環境の場合は、部活動が実施できないこともあるため、部活動以外の取り組みを工夫することで、体力向上を図っていく必要がある。 ・くすのき特別支援学校は、家庭においても運動することが少ない子どもが多いため、体を動かす機会を増やすことが課題として挙げられる。	・小中学校においては、家庭との連携を重視しながら、子どもが、自らの健康に対する意識を高めるとともに健康管理に努めるよう、啓発していく。また、日常的な指導や保健の学習をとおして、熱中症や感染症等に対する知識、状況に応じた判断、行動等を行うことができるようにしていく。 ・くすのき特別支援学校においては、引き続き、これまでの活動にしっかり取り組んでいく。また、食生活や運動等は、家庭の協力を得ることも必要であるため、保護者への働きかけを継続していく。

基本目標	基本施策		取組内容		主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
社会参 加しやすい仕組 みづくり	5	雇用、就業、 経済的自立 の支援	(1)	雇用・教育・相談 機関等と連携した 就労支援の強化	福祉的就労から 一般就労への移 行の促進	就労支援専門部会及びスキルアップ検討会において、事業所の支 援内容の質の向上を図ることで、一般就労者数の増加を促進しま す。	福祉的就労から一般就労へ の移行者数:114人(R8目標 値)	障害福祉課	・就労支援専門部会部会にてスキルアップ検討会を8回実施 し、事業所職員のスキルアップを図った。 ・就労支援専門部会で特別支援学校や事業所に対して進路選 択に関する情報提供を行うことで、一般就労に繋げるための サービス選択を促した。	福祉的就労から一般就労へ の移行者数:107人	B	一般就労就労への移行者割合が 大きい移行支援事業所の利用者 本数を増やしていく必要がある	障害者や様々な就労の選択肢を 知る機会の提供及び各サービス ごとの理解を図ることで障害者本 人の就労意欲向上へとつなげ、 就職率の増加を目指す
					工賃向上に向け た取組みの推進	障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設等が供給する物 品を優先購入するなど、工賃向上に向けた取組みを推進します。	優先調達金額:25,000千円	障害福祉課	・就労支援専門部会で事業所工賃調査結果を提示するととも に、就労支援専門部会部会にてスキルアップ検討会を毎年8回 実施し、工賃向上への職員意識の高揚を図った。 ・工賃向上の一助となるように、障害者優先調達推進法に関す る庁内研修の中で、授産製品一覧を配布・周知した。 ・優先調達推進会議を実施し、優先調達推進方針を策定した。	優先調達金額:11,799千円	B	事業所の工賃向上への取組を支 援するとともに、工賃向上に繋 がる優先調達を促すことが課題。	スキルアップ検討会や優先調達 の説明会を引き続き行い、庁内及 び関係機関への周知に努めるこ とで、工賃向上に繋げる。
					障害者の就労定 着のための支援 の推進	障害者が一般就労後、短期間で離職しないよう就労定着するため の支援や、就労定着支援制度の周知を図ります。	就労定着支援事業の 利用者数:55人(R8目標値)	障害福祉課	・窓口や電話での相談に対し、障害福祉サービスの就労系 サービスを周知するとともに、就職後のサービスである就労定 着支援の案内等を行った。	就労定着支援事業の利用者 数:67人	B	一般就労後、短期間で離職しない よう定着に向けた支援が必要であ る。	引き続き自立支援協議会、就労 支援専門部会及びハローワーク 等との連携を強化するとともに、 就労定着支援による定着率向上 を目指す。
					就労支援に向け た関係機関との 連携	就業支援ネットワーク等を活用し、障害者や高齢者・女性・外国人な どの就業支援に関する情報交換や他機関との連携を進め、更なる 就業支援を実施します。	—	商工業振興課	・関係各課と随時情報共有を行うことで、事業の周知協力が図 られた。 ・令和6年度から中小企業支援定例会議(市、商工会議所、豊 橋信用金庫、ハローワーク豊橋、豊橋市国際交流協会)にて人 材確保や雇用に関する現状や取り組みの情報交換を実施し た。	—	A	就業支援ネットワーク会議は実施 していないが、適宜関係各課や他 機関と情報共有を図っているた め、大きな課題は特になし	関係各課との情報共有、連携強 化を図り、就業支援に努める。
						企業の障害への理解を深めてもらうため、ハローワーク等と連携 し、企業の雇用担当者を対象とした研修等を継続開催するととも に、法定雇用率の達成に向けて市内企業へ障害者雇用の推進を図 るよう働きかけます。	—	障害福祉課	・就職を希望する障害者に、ハローワークの専門援助や愛知障 害者職業センターの情報を提供した。 ・就業・生活支援センターを通じ、企業見学会の機会を設けた。	—	B	障害者雇用の現状や、企業及び 等と連携し、障害者、企業等に障 害者雇用に係る支援等の周知・ 啓発を実施	ハローワーク、愛知障害者職業セ ンター、就業・生活支援センター 障害者双方の課題を把握し、雇 用推進のための取り組みを検討 していく必要がある。
	6	文化芸術活 動・スポーツ 等の振興	(1)	障害者の日常生 活を豊かにするた めの参加機会の 確保	指導者などの人 材育成の充実	スポーツ・レクリエーション指導者やサポートするボランティアなどの 人材育成を図ります。	—	福祉政策課 (事業主体: 社会福祉協議 会)	・福祉レクリエーションボランティアセミナー ・施設職員のための福祉レクリエーション入門講座の実施	—	B	講座の周知及び講座参加者の確 保と活動団体への加入促進	・各種広報、情報媒体を活用した 講座告知を充実し、講座参加者 増加に努める。 ・ボランティア団体に受入担当者 の配置を求めるなど、活動団体へ の受入体制の整備による加入促 進の取り組みを進める。
					スポーツ・文化芸 術活動、生涯学 習の充実	障害者を主体としたスポーツ・文化芸術活動(障害者福祉会館「さくら ピア」における各種教室など)を充実し、障害者の更なる社会参加 を支援します。	障害者福祉会館(さくらピア) のスポーツ・文化教室等の延 べ利用者数:1,100人	障害福祉課	バトミントン、テニス、サウンドテーブルテニス教室、ダンス教 室、ボッチャ教室、水泳教室などさまざまなスポーツ教室を開 催し、好評を博した。文化面においてもめり絵、クラフト、寄せ植 え、絵でがみ、陶芸などの各種教室を開催し、障害者の社会参 加につなげた。	障害者福祉会館(さくらピア) のスポーツ・文化教室等の延 べ利用者数:771人	A	イベント後にアンケートを取り、利 用者のニーズに合わせた新たな 教室を実施するなど障害者の社 会参加を支援しており、現状とし て課題はない。	スポーツ・文化芸術活動に関する 各種教室を引き続き実施し、利用 者のニーズを反映させながら、障 害者や健常者の交流の場を広げ るとともに、障害者の社会参加を 支援する。
					善意のシートの設 置【新規】	誰も(障害者等)が舞台芸術作品を鑑賞する機会を提供するため、 善意のシートを設置し、公演に招待します。	—	「文化のまち」 づくり課	令和6年6月28-30日 主ホールでの文化振興財団主催の公演 「La Mère 母」「Le Fils 息子」において善意のシートを設置した ほか、聴覚に障がいのある方のための鑑賞サポートとして、 ポータブル字幕機貸出や受付での手話・筆談対応を行った。	—	A	対象となる障害のある方のニーズ はもっと多くあるが、近年のチケッ ト代の高額化にともない招待可能 人数に限りがある	引き続き、一部の文化振興財団 の主催の公演において善意の シートの設置を進めていく。
					読書バリアフリー サービスの充実 【新規】	録音図書、点字図書の貸出、郵送による資料の貸出など身体障害 者への読書をサポートするサービスを行います。また、点字図書館 と連携して、視覚障害者の読書サービスを行います。	—	図書館	身体障害者への読書サポートとして録音図書の貸出や郵送に よる貸出、また点字図書館と連携をしてサービスを行った。障 害者週間には市の関係部署や特別支援学校との連携事業を 行った。	—	B	サービスを利用する人が限られて いる。	特集展示やおはなし会、イベント 等を行うことで利用者への周知を はかり、図書館の障害者サービス の利用促進につなげる。
	7	行政手続に おける配慮 の充実	(1)	窓口等における 行政手続等の配 慮	障害者への適切 な配慮のための 研修の実施	障害者が合理的な配慮を受けることができるよう、職員に対し障害 者理解を促進する研修を実施するほか、手話技術研修の実施により 窓口等における配慮を徹底します。	障害者差別解消法研修の参 加者数:150人	障害福祉課	「障害者差別解消法」、「障害者コミュニケーション条例」施行に 伴い、職員への研修を行った。	障害者差別解消法研修の参 加者数:180人	A	・職員への研修だけでなく、民間 事業者も含めた一般市民向けの 周知も必要となってくる。 ・手話技術研修修了者のさらなる 技術向上。	・職員、民間事業者を含めた一般 市民も参加可能な研修を行うな ど、法の趣旨について、周知を図 る。 ・継続的な手話技術研修の実施

基本目標		基本施策		取組内容		主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
安全・安心に暮らせる地域づくり	8	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)	相談支援体制の充実	相談支援体制の充実	・個々の障害者について関係機関によるケース検討を行うとともに、保健・医療・福祉などの関係機関との情報交換を通して、地域生活における課題を整理し、解決に向けた協議を行います。 ・とよはし総合相談支援センターを中核として、研修などによる相談員の資質向上に努めるほか、市内の障害福祉サービス事業所等の情報収集を行い、適切な情報提供ができる体制の充実を図ります。	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所における相談件数:25,000件／年	障害福祉課	・階級別研修、職種別研修、テーマ別研修にて多種多様な研修を実施し、資質向上に繋げた。 ・個別課題対応を強化するための医療的ケア児等支援マネージャー及び虐待防止相談員の2名を新規で配置した。 ・委託相談支援事業所(現在11名)について、相談支援体制を充実すべく基幹相談支援センターへの勤務を行ったり、来年度より委託相談の地区割制を始めるべく内容を整理した ・個別課題から地域の課題を抽出しする個別支援会議を始め、課題の整理を行った	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所における相談件数:24,216件／年	B	・事業所によって相談支援専門員の担当件数や支援力にばらつきがある ・地域にどのようなニーズがあり、またどのような課題が解決されていないのか顕在化していない ・個別ケースにおける課題が多様化しているため、包括的な支援体制の整備が必要である	・相談支援事業所の相談員の資質向上のため、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が連携して、アウトリーチによるOJTや、スーパービジョンを実施できる体制を整えていくようスーパーバイザーの育成を検討していく。 ・個別課題から地域の課題を抽出し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する。 ・福祉相談サポートセンターなど関係機関との連携強化(支援会議や研修会への参加等)。	
					関係機関の連携による相談体制の充実	精神保健、難病ケアに関する各種相談窓口の周知を図るほか、保健・医療・教育・福祉などの関係機関との連携強化により相談体制を充実します。	—	健康増進課	会議や研修開催時に、保健所の役割や相談窓口の周知を行ったほか、関係機関との連携強化により充実を図った。関係機関からの相談や連携のケース会議等が増加しており、相談体制支援体制の充実が図れた。	—	A	・対応困難事例の増加により、複数の関係機関との連携が必要な事例が増加している。 ・関係機関から支援方法の助言を求められることも増加している。 ・関係機関と緊急度や支援方法等の共有かつ共通理解を進めながら連携していく必要がある。	引き続き、会議や研修の場で相談窓口や連携強化の必要性について発信し、個別支援において関係機関との連携強化を図る。	
					発達障害にかかる相談体制の充実	児童発達支援センターの周知を図り、発達に心配のある保護者が気軽に相談できる体制を整えます。	—	障害福祉課	児童発達支援センター職員による市内の子育て支援センターへの訪問相談支援の実施に向け、体制を整えた。	—	A	児童発達支援センターの役割など認知度が低いため、幅広く周知をしていく必要がある。	・児童発達支援センターの役割を市民、関係機関へ周知をする。 ・児童発達支援センターが子育てに関する相談窓口の一つとして子育て支援センターへの訪問相談業務を実施する。	
					多機関協働事業等の一体的実施【新規】	福祉相談サポートセンターにて、複雑化・複合化した課題を抱えるケースや制度の狭間のケース、自ら相談に行く力がないケースに対して、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援事業を一体的に実施し、課題の解決に向けた支援を行います。	—	福祉政策課	R3年度に「福祉相談サポートセンター」を新設し、課題を抱えているものの、何らかの事情により必要な支援につながっていない者に対し、アウトリーチ等を通じて必要な支援につながるための働きかけを行うとともに、どこに相談したらよいかわからないという課題に対し、適切な相談支援機関へつなげた。また、本人同意がない者に対する支援会議をR6年度から開催できるよう体制を整えた。	—	B	年度ごとの新規受付件数は同程度ではあるものの、支援終結に至るケースが少なかった。これは、本人との信頼関係の構築に時間がかかるケースが増えたためだが、支援を受けることに拒否的な者に対し、アプローチ方法などを変えるなどして、引き続き本人との関係性構築に向けて取組、適切な支援へとつないでいく必要がある。	引き続き、支援に繋がっていない潜在的な相談者へ継続的にアプローチを行っていく。	
		(2)	日々の暮らしを支援する障害福祉サービスに関する啓発の充実	障害福祉サービスについての情報提供・啓発	・ホームページの内容を充実するとともに、とよはし総合相談支援センターにおける障害福祉サービスの情報発信を充実します。また、法制度の変化に対応した障害福祉サービスについて、迅速に情報を提供します。 ・障害福祉サービス事業所などが参加する相談会やイベントにおいて、障害福祉サービスに関する啓発活動を行います。	事業所フェア参加人数:500人	障害福祉課	特別支援学校を卒業後などの利用を検討するにあたり、事業所の特徴やサービスの種類等を知ってもらう機会として「障害福祉サービス事業所フェア」を開催し、多くの来場者に対して進路選択について考える場を提供することができた。	事業所フェア参加人数:350人	B	様々な就労の選択肢を知る機会の提供と各サービスごとの理解を図ることで障害者本人の就労意欲向上へとつなげ、就職率の増加を目指す	障害者やそのご家族を対象とした就労に関する対面でのイベントや勉強会を実施		
				在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進	在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進	障害者(児)が地域で生活していくために必要となる訪問系サービス(居宅介護、同行援護、行動援護等)の充実と質の向上を図ります。	居宅介護の延べ利用者数:17,500人(R8目標値)	障害福祉課	基幹相談支援センターにて研修等を実施、障害者自立支援協議会の事業所連絡会にて情報共有を行うなどして質の向上に努めている。	居宅介護の延べ利用者数:8,975人	B	在宅で暮らすことを希望する重度訪問介護の利用者が増えており、時間数が大きく増加している。	・継続して研修の実施や積極的な情報共有を行う。 ・障害支援区分認定審査会に諮る等して個別の利用者に必要な時間数を検討していく。	
				障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進	障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進	障害者(児)が地域で生活していくために必要となる日中活動系サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援、短期入所等)の充実と質の向上を図ります。	生活介護の延べ利用者数:12,060人(R8目標値)	障害福祉課	・日中活動系サービスについて、利用者は増加傾向であり、障害者の方々の生活の充実が図られた。 ・基幹相談支援センターにて研修等を実施、障害者自立支援協議会の事業所連絡会にて情報共有を行うなどして質の向上に努めている。	生活介護の延べ利用者数:10,875人	B	在宅利用者も増えてきており、適切なサービス提供及び質の向上を図る必要がある。	交流会等の開催により、双方向の情報共有をするとともに、スキルアップ検討会等を通じて事業所の支援力の向上を目指す。	

基本目標	基本施策		取組内容		主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
安全・安心に暮らせる地域づくり	8	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(5)	生活の場を確保するための居住系サービスの利用促進	グループホームの確保	障害者が地域で生活していくグループホームを確保するため、国庫補助金を活用した施設整備の促進を図るほか、共同生活援助事業費補助金により運営を支援します。	施設整備数1施設	障害福祉課	グループホームに係る施設整備補助金を要望する事業者はなかったが、12月に実施したニーズ調査に基づき、補助金を適切かつ効果的な事業者に支出できるよう審査基準の見直し検討を実施した。	—	A	重度障害者に対応した施設が求められている現状を踏まえ、対応可能なグループホームの増加を図る必要がある。	ニーズ調査を継続し、必要に応じ「社会福祉施設等施設整備事業(障害関係施設分)」の選定に係る審査基準」の見直しを図る等、適切な補助を実施する。
					豊橋市障害者自立支援協議会の地域移行支援機能の強化	関係機関によるケース検討会において、障害者が地域で生活する上での課題を整理し、地域移行促進ネットワーク検討会と連携して課題解決に向けた協議を行います。	地域移行支援利用者数:6人(R8目標値)	障害福祉課	・地域移行促進ネットワーク会議を実施し、医療・福祉等の情報共有を図った。	地域移行支援利用者数:4人	B	・地域移行先の受け皿は増加しているが、ニーズが少なく地域移行の実績が減少傾向にある。 ・準備期間等について、病院や相談支援事業所などの関係機関との連携を図る。	・障害者の方が希望された際に、スムーズに地域移行できるよう、関係機関の情報共有に務める。 ・準備期間等について、病院や相談支援事業所などの関係機関との連携を図る。
			(6)	日常生活に必要なサービス等の提供	地域生活支援事業の充実	事業に関する周知を図り、障害者のニーズにあった地域生活支援を推進するため、障害者自立支援協議会での検討を踏まえ、必要な方に必要な支援を提供します。	移動支援の延べ利用件数:13,000件／年(R8目標値)	障害福祉課	・地域生活支援事業(移動支援、日中一時、訪問入浴)の支給決定 ・医療的ケア移動支援の支給決定	移動支援の延べ利用件数:12,245件／年(R8目標値)	B	医療的ケア児者の移動支援を実施する事業所が未だ少ない。	・地域生活支援事業の継続 ・医療的ケア児者移動支援事業の積極的な周知を図る。
					難病患者・家族への支援	難病患者の自立と社会参加、また介護者の負担軽減のため、支援の充実を図ります。	—	健康増進課	・医療受給者証の申請時などを利用し、患者・家族の相談ニーズの把握と状況に応じた支援の充実を図り、状況に応じた介護保険サービス等の案内・調整を行った。 ・社会保障に関するつどいや就労支援機関職員による就労相談会を実施し就労相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりを行った。 ・講演会や患者・家族の交流会を実施し、療養生活上の不安や介護負担の軽減を図った。	—	B	・支援の充実を図るため、医療機関や、地域包括支援センターなど関係機関とのさらなる連携が必要。 ・難病相談窓口としての周知を図り、相談しやすい環境づくりを行う ・難病を抱えた患者・家族の孤立を防ぎ、必要な情報にアクセスできる環境づくりが必要	・引き続き、難病患者・家族に対し、講演会や交流会を実施し、情報提供等の機会や支援の充実を図る。 ・関係機関との連携強化のため、難病患者支援者研修会を推進する。
					ヤングケアラー支援事業【新規】	ヤングケアラー(18歳未満の児童)について、日常的に家族へのケアが必要な場合(本件でいえば、主に家族の身体障害・精神障害など)、状況を改善していくためには、子どもだけではなく当該家族に対する支援が必要となります。そうした子どもや家族に対する支援として、ココエールが中心となりながら、関係機関と連携し必要な福祉サービス支援などへつなぐ対応を行っていきます。	—	こども若者総合相談支援センター	障害のある家族のケアを担うヤングケアラーについて、ヤングケアラー支援コーディネーターが、ヤングケアラー及び家族と面談を行い、必要な支援へつなぎました。	—	B	障害のある家族のケアを担うヤングケアラーの意向と障害のある家族の意向が一致しない場合に、サービスにつながらないことがある。	引き続き、ヤングケアラーの意向に寄り添った関わりの中で、必要に応じて障害のある家族の意向を確認し、適切なサービスへつなげる取組を行う。
			(7)	外出時における移動手段等の提供	福祉タクシー乗車券交付等移動手段助成制度の利用促進	障害者タクシー料金助成券交付、障害者交通助成券交付、自動車改造費の助成、自動車運転免許取得費の助成制度の利用を促し、障害者の社会参加を支援します。	—	障害福祉課	・障害者タクシー料金助成券、障害者交通助成券の交付 ・自動車改造費、自動車運転免許取得費の助成	—	B	世情を反映した適切な助成金額の設定	・自動車運転免許取得費助成事業は廃止 ・障害者タクシー料金助成券、障害者交通助成券交付、自動車改造費の助成は継続する
					移動を支援するボランティアの育成	障害者の社会参加を支援するため、障害者の移動をサポートするボランティアを育成するとともに、支援活動をコーディネートします。	—	福祉政策課(事業主体:社会福祉協議会)	・視覚障害者ガイドヘルプボランティア講習会、フォローアップ講座並びに視覚障害者の外出ニーズに応ずるボランティアの派遣 ・肢体不自由者ガイドヘルプボランティア講習会、フォローアップ講座並びに肢体不自由者の外出ニーズに応ずるボランティアの派遣 ・知的障害者サポートボランティア講習会の実施 ・余暇支援を行うとよはし障害者青年学級による外出サポート(付添) ・身体障害者リフトカーの貸し出し	—	B	・講座参加者の確保と活動団体への加入促進 ・ボランティア団体に受入担当者の配置を求めるなど、活動団体への受入体制の整備による加入促進の取り組みを進める。	・各種広報、情報媒体を活用した講座告知を充実し、講座参加者増加に努める。 ・ボランティア団体に受入担当者の配置を求めるなど、活動団体への受入体制の整備による加入促進の取り組みを進める。
			(8)	障害福祉サービスの選択等を支援するための意思決定支援の推進	意思決定支援の充実	・成年後見支援センターや相談支援事業所等を通じ、障害者が自ら意思決定できるよう情報提供をするなど、権利擁護を推進します。 ・支援する側の質の向上のため、相談支援事業所等に対して意思決定支援に関する研修を実施します。	—	事業主体:福祉政策課・社会福祉協議会	成年後見制度利用促進基本計画における市の中核機関として、成年後見制度について学んでいただくことを目的とした連続講座の開催や、広く理解啓発を目的とした講演会の開催やパンフレットの配布を行った。また、障害者相談事業所等からの金銭管理や権利侵害等についての相談に随時対応し、制度による支援方法の検討などについて協力した。	—	A	潜在的なニーズはあるはずなので、問題の気付き等につながる広報啓発に努めたい。	必要とする人が適切な制度利用につながるよう、相談支援業務に携わる福祉関係者を中心に、成年後見制度に関する情報提供を積極的に行う。
							—	障害福祉課	・成年後見支援センターや相談支援事業があることにより、支援を求めている方が相談しやすい環境が整備され、身寄りのない障害者に対して成年後見市長申立事務を行った。	—	B	成年被後見人については、自ら意思表示することが困難であるため、対象者をどのように顕在化させるかが課題。	支援が必要だと思われる方についての情報を、成年後見支援センター、相談支援事業所間で共有し、成年後見制度の積極的な利用を促進する。
					成年後見制度の利用支援	成年後見支援センターが成年後見制度の申立て支援や法人後見を行うことで、財産管理や身上監護が必要な障害者の生活を支援します。	—	事業主体:福祉政策課・社会福祉協議会	市長申立案件について、対象者に応じた支援方針の検討や、適切な後見人等受任候補者の検討及び関係団体への推薦依頼を行う受任調整会議を2ヶ月毎に開催し、困難を抱える対象者への適切な制度利用の推進を進めた。また、社会福祉協議会の特性を活かした法人後見業務により、被後見人等の財産管理・身上保護に関わる支援を行った。	—	A	障害者の法人後見人としての受任期間は長期にわたる場合が多く、受任件数との調整が必要。また、身上保護のための医療・福祉機関との調整や相談が中心となる。	適切な財産管理・身上保護を行うことは勿論、でき得る限り被後見人等の意向を汲み取れるような、寄り添った支援に努める。

基本目標	基本施策		取組内容		主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
安全・安心に暮らせる地域づくり	9	保健・医療の推進	(1)	生活の質の向上につながる健康診査・健康教育の充実	乳幼児を対象とした健康診査や健康教育の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査などの健康診査を実施し、障害の早期発見に努めるとともに、家庭訪問等で子育てに関する保健指導を実施し、疾病の予防を図ります。	—	こども保健課	・4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率は95%以上となっており、乳幼児の障害の早期発見に繋がっている。また、新生児聴覚検査を公費負担で行うことにより、難聴児の早期発見に繋がっている。	—	B	新生児聴覚検査の受診率が90%を下回っており、受診率の向上が課題である。	健康診査の精度を保ちながら、受診率の向上を目指す。
					成人を対象とした健康診査、健康教育の充実	障害の有無にかかわらず、生活習慣病予防のための健康診査等の必要性を周知し、受診を促すとともに、生活習慣の改善が必要な人に健康教育を実施し、健康づくりを支援します。	特定健康診査の受診率：60%	健康増進課	・健康診査や保健指導等の実施により、自身の健康状態を把握し、生活習慣改善のきっかけ作りを行った。安心して健康診査の受診や保健指導が受けられる体制を整えた。 ・健(検)診受診券の発行申込をwebのできる体制を整え、ご案内やホームページでの周知を強化した。	特定健康診査の受診率：37.4%	B	受診者が健康診査の大切さを意識でき受診行動がとれるようさらなる啓発の強化が必要。	引き続き健診受診の必要性を啓発すると共に、受診者が安心して受診行動がとれるよう分かりやすい啓発や申込方法の充実など体制を整えていく。
			(2)	健康づくりをはじめとする啓発・相談事業の充実	乳幼児の相談事業	医療機関、保育所などと連携し、乳幼児の相談体制を充実していきます。	—	こども保健課	対象の状況に合わせて、医療機関や保育所など関係機関と連携し支援を行った。	—	B	個人情報の取り扱いについて保護者から同意を得られない場合、関係機関と連携しながら対応することが難しい。	関係機関と連携を取りながら、相談事業の充実に努める。
					成人の保健相談事業	健康に関する各種相談の機会を増やし、疾病の予防に努めることによって、健康な生活を送れるよう支援します。	—	健康増進課	いつでも気軽に相談できるように窓口での来所相談や電話相談を実施。	—	B	障害特性に応じた相談時の対応の充実	障害特性に応じた相談に対応できるよう関係機関と連携を図る。
					病気の予防や健康づくりについての情報提供	様々な機会で病気の予防や健康づくりについての情報に触れる体制を作り、正しい知識の普及を図ります。	—	健康増進課	・広報、ホームページ、イベントの開催等に加え、ウォーキングアプリやSNSなどを活用した情報発信 ・健康に関するボランティア養成	—	B	・様々なツールによる情報発信を継続 ・地域での人材育成	左記課題に取組む
			(3)	医療サービスを受ける機会の確保等	各種医療給付の実施	自立支援医療(育成医療・更生医療)の給付を行います。	—	こども保健課	自立支援医療(育成医療)の給付を行うことにより、受給者等の経済的負担を軽減した。	—	B	医療・制度に関する知識や制度改正に対応できる担当職員のスキルの向上が必要。	引き続き安定した自立支援医療(育成医療)の給付を実施する。
							—	障害福祉課	更生医療の申請者に対し、適切な給付を行った。(育成医療はこども保健課担当)	—	A	他法の医療制度との関わりもあることから、更生医療に精通した職員を複数且つ継続的に配置する必要がある。	申請者に対し適切な給付を継続する。
					医療費助成の実施	障害者医療費・精神障害者医療費・子ども医療費・小児慢性特定疾病医療費の助成を行います。	—	こども保健課	小児慢性特定疾病医療費の助成を行うことにより、受給者等の経済的負担を軽減した。	—	B	医療・制度に関する知識や制度改正に対応できる担当職員のスキルの向上が必要。	引き続き安定した小児慢性特定疾病医療費の助成を実施する。
							—	障害福祉課	保険診療の自己負担分を助成することにより、障害者やその家族の経済的な負担を軽減し、生活の安定を図った。	—	A	・医療・制度に関する深い知識を持つ担当職員の継続的且つ複数人の配置が必要である。 ・PMH(オンライン資格確認等システム)への参加 ・令和9年4月から県外受診における現物給付化を導入する	・引き続き安定した医療費助成を実施していく。 ・PMH(オンライン資格確認等システム)への参加に向けたシステム改修 ・令和9年4月から県外受診における現物給付化を導入する
							—	保健医療企画課	一般社団法人豊橋市歯科医師会を指定管理者として豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所を運営し、障害者へ専門性の高い診療の機会を提供することができた。	—	B	障害者歯科診療に対応できる医療機関は十分でない。	・引き続き指定管理者で障害者歯科診療所を運営する。 ・歯科医師会や保健医療企画課・健康増進課と障害者の歯科医療の状況について情報を共有し、必要な治療を継続的に受けられるように活動を支援する。
	10	防災、防犯の推進	(1)	災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	避難行動要支援者支援事業等の充実	避難行動要支援台帳を活用した情報の提供及び避難の支援が円滑に行われる仕組みづくりを進めます。	避難行動要支援者台帳登録者数：900人(R7年度の目標値) ※第4期豊橋市地域福祉計画による	福祉政策課	広報等へ要支援者に周知を行うとともに、居宅介護支援事業所や障害相談支援事業所に対しても作成に係る委託契約を締結することで、ケアマネージャーや相談支援専門員を通じた登録ができるよう働きかけた。また、支援を行う民生委員及び自主防災会に対し、個別に事業及び支援内容の説明を行い、日頃の見守り及び災害時の支援を依頼した。	R6の避難行動要支援者台帳登録者数：141人(R3からの累計605人)	C	能登地震等の影響で地域で防災意識が高まっており、それに伴い要支援者台帳をどのように活用したらいいか考えている自治体が増えていることから、より実効性のある支援になるよう、個別説明等を丁寧を実施していきたい。	南海トラフ地震などの大災害に備え、避難行動要支援者の基本情報を地域の支援者が事前に把握しておくことは重要であるため、引き続き制度の周知を進め登録者数を増やしていく。
					犯罪被害防止・交通事故抑止の啓発	安全安心なまちづくりを推進するため、施設職員などを対象とした防犯講座や児童・生徒向けの交通安全教室を開催し、犯罪被害防止や交通事故抑止の啓発を行います。	—	安全生活課	犯罪に巻き込まれないため、「知らない人にはついていかない」などを基本とした防犯対策教室や、不審者侵入を想定した訓練、自転車の乗り方や横断歩道の渡り方などを基本とする交通安全教室を実施した。	—	A	実施回数が依然と比べて増えてきているが、より安全に生活できる方が増えるよう、実施回数を今よりも増やす必要があると考える。	引き続き、防犯教室や交通安全教室を実施していく。また、広報とよはしやホームページなどを通して教室の案内も実施していく。

基本目標	基本施策		取組内容		主要事業	事業内容	目標値 (令和11年度)	担当課	令和6年度の実績内容	実績値 (令和6年度)	令和6年度 の評価	現状の課題	令和7年度以降の取組方針
安全・安心に暮らせる地域づくり	10	防災、防犯の推進	(1)	災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	水防法等の改正により、洪水等への対応として障害福祉サービス事業所等(要配慮者利用施設)に義務化された避難確保計画の作成と定期的な避難訓練の実施を促し、利用者の安全確保を図ります。	—	障害福祉課	障害福祉サービス事業所等(要配慮者利用施設)へ避難確保計画の作成、定期的な避難訓練の実施を促すことで、水害や土砂災害が発生した場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図った。	—	B	・新規の事業所や移転する事業所が多いため、常に最新の避難確保計画を提出させることが難しい。 ・避難訓練をいつ実施するかは事業所により異なるため、訓練実施結果報告書を自発的に提出するよう引き続き促す必要がある。	避難確保計画の作成と定期的な避難訓練の実施を促すため、定期的に事業所に対して周知する。
					ユニバーサルデザインの推進	出前講座や小中学校への教材の貸出を実施し、ユニバーサルデザインの更なる啓発に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。	—	政策企画課	・市内小中学校を対象に出前講座や教材貸出を行い、ユニバーサルデザインに関する理解を深めることができた。また、障害福祉課と連携し豊橋市民生委員児童委員協議会向けの出前講座も実施することができた。 ・庁内向けにはバリアントールの貸出を行い、発刊物などのユニバーサルデザイン化に寄与した。	—	B	ユニバーサルデザインに関する教材貸出の希望が少ないため、学校教育課と連携し広く周知する必要がある。	・学校向けの教材貸出や出前講座の実施について広く周知し、さらなる啓発を図る。 ・ユニバーサルデザイン啓発用パンフレットを刷新し、出前講座等で活用する。
	11	安全・安心な生活環境の整備	(1)	ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	バリアフリーに対応した道路の整備や市営住宅の建て替え及び公園の新設など	歩道の段差解消、点字ブロックの整備、バリアフリーに対応した市営住宅の建て替え及び公園の新設・改修など、障害者等に配慮したまちづくりを進めます。	バリアフリー対応の施設整備数：公園トイレ改修11施設(2024-2029計画期間中に8施設)、新規公園整備(2024-2029計画期間中に4施設)	公園緑地課	・長寿命化計画に基づき、多米公園及び牛川遊歩公園において老朽化したトイレを改修するにあたり、多目的トイレを併せて整備した。 ・新規公園である牛川洗島第一公園の整備にあたり、乗入部や園路においてバリアフリーな構造とした。	バリアフリー対応の公園トイレ改修割合 25%	A	財政状況が厳しい中で、日常的な修繕と並行して施設のバリアフリー化を推進しなければならない。	施設修繕の機会を捉え、引き続き身障者用施設の設置、園路勾配の修正、段差の解消等、バリアフリー化を推進する。
							市営住宅のバリアフリー化率：38.0%	住宅課	手すり設置工事を行い、バリアフリーに対応した。	バリアフリーに対応した市営住宅の割合 30.2%	A	既存の市営住宅の個々の部屋のバリアフリー改修を行う場合、入居者と調整し、効率的に行う必要がある。	市営住宅のバリアフリー化を図り、高齢者や障害者等の住宅ニーズに応える。
							—	道路維持課	市内3箇所の歩道部段差解消を行った。	—	B	今後増加していく歩道部の老朽化対策に対し、必要な財源を確保していく必要がある。	今後とも安全で快適な歩行空間の確保に向け、歩道の段差解消など適切な維持管理を進めていく。
					公共交通機関のバリアフリー化の促進	人にやさしく利用しやすい公共交通機関とするため、低床式車両の導入などによる車両のバリアフリー化や施設のバリアフリー化を促進します。	—	都市交通課	・事業者が行うユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の導入費を助成することにより、障害のある方、高齢者、妊産婦など誰もが安心して公共交通を利用できる環境整備を推進した。(R6で7台助成。市内タクシー280台のうち95台がUDタクシー)	—	B	・日常生活移動に加え、今後の訪日外国人利用者増加を見込んだUD車両化の更なる推進および事業者の厳しい経営状況を踏まえた導入支援の継続が必要。	・UDタクシーの車両台数増加に向け、引き続き、事業者に対し導入費の助成を行う。
			(2)	消費者としての利益擁護	消費生活講座等を通じた消費者教育の推進	障害者及びその家族が消費生活講座を利用しやすい環境を整え、障害者が被害に遭わないよう、消費者教育を推進します。	—	東三河広域連合消費生活課(安全生活課)	・聴覚障害者にも受講しやすい態勢を整えるため、手話通訳者を派遣する出前講座や新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン講座の開催体制を整え、社会的弱者の消費者被害の未然防止を図った。 ・視覚障害者が理解できるよう「くらしの豆知識」デージー版を配備し希望者に貸出できるよう整えた。 ・障害があっても円滑に消費生活相談を受けられるよう、視覚障害者のための「音声認識アプリ」や、難聴者のための「ヘッドホン型補聴器」を整備した。 ・特別支援学校と消費生活相談員が事前打ち合わせをし、障害の種類や程度、参加者の特性に合わせた出前講座を実施した。	—	A	出前講座への障害者及びその家族や関係者からの申込みが少ない。オンライン講座の募集も含め、今後さらに特別支援学校や福祉施設への働きかけや、幅広い周知を行う必要がある。	・障害を持つ人も障害がない人も平等に消費者教育を受けられるよう、特別支援学校や福祉施設への働きかけを強化していく。 ・障害者を支援する団体(社会福祉協議会など)にも積極的に働きかけし、効果的な消費者啓発を実施していく。

第7期豊橋市障害者福祉実施計画・第3期豊橋市障害児福祉実施計画の成果目標について

資料2-1

【第7期豊橋市障害者福祉実施計画】

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

第7期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度		取り組み内容
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
施設入所者の削減数	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減(国の基本指針に基づく)	13人	4人	11人	4人	—	5人	—	○安心生活支援事業による生活体験の場の提供
			下段は累計		8人	—	13人	—	○居住サポート事業による住宅への入居等の支援 ○入所・短期入所事業所連絡会を活用した情報提供
施設入所者の地域生活移行者数	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上(国の基本指針に基づく)。但し、第6期豊橋市障害者福祉実施計画の目標値と実績の乖離が見られたため、第6期計画未達成分を除く(市独自設定)	16人	5人	7人	5人	—	6人	—	○地域移行促進ネットワーク検討会の開催
			下段は累計		10人	—	16人	—	○日中サービス支援型GH検討会での評価・助言による支援力の向上に伴う安心した地域生活の場の確保 等

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(入院中の精神障害者の地域生活への移行)

ア 精神科病院からの退院率

第7期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度		取り組み内容
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
入院後3か月時点の退院率	国の基本指針と同値	68.9%	68.9%	54.6%	68.9%	—	68.9%	—	○安心生活支援事業による生活体験の場の提供
入院後6か月時点の退院率	国の基本指針と同値	84.5%	84.5%	69.4%	84.5%	—	84.5%	—	○居住サポート事業による住宅への入居等の支援 ○入所・短期入所事業所連絡会を活用した情報提供
入院後1年時点の退院率	国の基本指針と同値	91%	91%	79.5%	91%	—	91%	—	○地域移行促進ネットワーク検討会での精神科病院との意見交換や情報共有 等
地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	精神科病院を退院された方のうち想定される障害福祉サービス等の利用者数(推計式により算出)	12人	12人	2人	12人	—	12人	—	○日中サービス支援型GH検討会での評価・助言による支援力の向上に伴う安心した地域生活の場の確保 等

イ 精神障害者の地域移行に係るサービス利用

第7期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和6年度			令和7年度			令和8年度			取り組み内容
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	参考 (年間実人数)	計画	実績	参考 (年間実人数)	計画	実績	参考 (年間実人数)	
精神障害者の地域移行支援利用者数	令和8年度までのサービス見込量を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	6人	4人	1人	3人	5人	—	—	6人	—	—	○安心生活支援事業による生活体験の場の提供 ○居住サポート事業による住宅への入居等の支援 ○入所・短期入所事業所連絡会を活用した情報提供 ○地域移行促進ネットワーク検討会での精神科病院との意見交換や情報共有等
精神障害者の地域定着支援利用者数	令和8年度までのサービス見込量を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	4人	2人	0人	0人	3人	—	—	4人	—	—	
精神障害者の共同生活援助利用者数	令和8年度までのサービス見込量を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	306人	244人	212人	256人	275人	—	—	306人	—	—	
精神障害者の自立生活援助利用者数	令和8年度までのサービス見込量を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	3人	2人	0人	0人	2人	—	—	3人	—	—	
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数【新規】	令和8年度までのサービス見込量を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	4人	2人	2人	5人	3人	—	—	4人	—	—	

ウ 保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係者による協議の場の設置

第7期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標	取り組み内容
計画	
保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係者等による連携強化を目指す体制の構築を進めるため、豊橋市障害者自立支援協議会において、年に1回以上、目標設定及び評価(参加人数見込21人[保健1人、医療5人、福祉12人、介護2人、当事者団体1人])を実施します。	令和3年度より設置している豊橋市障害者自立支援協議会に地域移行促進ネットワーク検討会において、入所施設や精神科病院等の関係機関と地域移行の実績や取り組み等について情報共有や意見交換等を実施しました。

3. 福祉施設から一般就労への移行

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

第7期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度		取り組み内容
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
就労移行支援からの移行者数	令和3年度実績の1.31倍以上(国の基本指針に基づく)。但し、第6期豊橋市障害者福祉実施計画の目標値と実績の乖離が見られたため、第6期計画未達成分を除く(市独自設定)	70人	56人	66人	63人	—	70人	—	○就職支援スキルアップ検討会での研修等の実施による事業所の支援力の向上 ○サービス利用者を対象とした事業所フェアや就労移行支援事業所プレゼンテーション大会等のイベント開催 ○特別支援学校における進路相談会への参加
就労継続支援A型からの移行者数	令和3年度実績の概ね1.29倍以上(国の基本指針に基づく)	22人	17人	27人	19人	—	22人	—	
就労継続支援B型からの移行者数	令和3年度実績の概ね1.28倍以上(国の基本指針に基づく)	23人	18人	14人	20人	—	23人	—	
移行者数合計	令和3年度実績の1.28倍以上(国の基本指針に基づく。)	115人	92人	107人	103人	—	115人	—	

イ 就労移行支援事業所の就労移行率

第7期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度		取り組み内容
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
就労移行率が5割以上の事業所数【新規】	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合(就労移行率)が5割以上の事業所数が全体の5割以上	全ての就労移行支援事業所数の5割以上	50%	63.6%	50%	—	50%		○就職支援スキルアップ検討会での研修等の実施による事業所の支援力の向上

ウ 就労定着支援事業の利用率

第7期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度		取り組み内容
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
就労定着支援事業の利用者数【新規】	令和3年度実績の1.41倍以上(国の基本指針に基づく)	55人	44人	67人	49人	—	55人	—	○就職支援スキルアップ検討会や相談支援事業所連絡会等での就労定着支援活用の周知

エ 就労定着支援事業所の就労定着率(42月以上継続の就労定着者数/過去6年間ににおける就労定着支援の利用終了者)

第7期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度		取り組み内容
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
就労定着率が7割以上の事業所数【変更】	就労定着支援事業所の就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上	25%	25%	集計中	25%	—	25%	—	○就職支援スキルアップ検討会での研修等の実施による事業所の支援力の向上

【第3期豊橋市障害児福祉実施計画】

1. 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

第3期豊橋市障害児福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度	
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援センターの設置数の増加	国の基本指針は1か所以上設置。本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す(市独自設定)	4か所	4か所	3か所	4か所	—	4か所	—

イ 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

第3期豊橋市障害児福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度	
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育所等訪問支援実施事業所の増加	国の基本指針は利用できる体制の構築。本市は既に体制は構築済みだが、実施事業所の増加を目指す(市独自設定)	10か所	10か所	10か所	10か所	—	10か所	—

ウ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

第3期豊橋市障害児福祉実施計画 成果目標			令和6年度		令和7年度		令和8年度	
項目	目標設定について	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の増加	基本指針は1か所以上設置。本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す(市独自設定)	4か所	4か所	3か所	4か所	—	4か所	—
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の増加	基本指針は1か所以上設置。本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す(市独自設定)	4か所	4か所	3か所	4か所	—	4か所	—

エ 医療的ケア児が登園、登校する保育所、学校等での看護師による医療的ケアの実施

第3期豊橋市障害児福祉実施計画 成果目標		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
項目	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育所、学校等での看護師による医療的ケアの実施者 /希望者の割合(実施児童数)	100% (18人)	100% (16人)	100% (17人)	100% (17人)	—	100% (18人)	—

オ 発達障害児(者)を支える支援の推進

第3期豊橋市障害児福祉実施計画 成果目標		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
項目	令和8年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績
ペアレント・トレーニングの受講者数	6人	6人	5人	6人	—	6人	—

障害者福祉実施計画 サービス提供実績（見込み）

資料2-2

【指定障害福祉サービス等】

1 訪問系サービス

項 目			第4期		第5期		第6期			第7期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
居宅介護	人数	実績・見込	562	595	646	668	704	730	735	728	841	881
		計画	490	646	700	758	743	796	854	804	841	881
	時間	実績・見込	11,227	11,401	12,202	13,389	13,760	13,280	13,152	13,174	16,208	16,986
		計画	10,789	12,794	13,493	14,230	13,262	13,826	14,413	15,489	16,208	16,986
	事業所数	実績・見込	40	42	43	44	50	51	49	50	58	61
		計画	—	43	44	45	46	48	50	56	58	61
重度訪問介護	人数	実績・見込	5	7	4	7	9	13	15	15	27	35
		計画	8	4	4	4	3	3	3	21	27	35
	時間	実績・見込	1,492	1,558	1,568	2,003	2,780	3,932	4,482	6,208	8,148	10,456
		計画	944	1,500	1,500	1,500	1,648	1,689	1,732	6,359	8,148	10,456
	事業所数	実績・見込	40	42	43	43	48	51	49	48	58	61
		計画	—	43	44	45	46	48	50	56	58	61
行動援護	人数	実績・見込	14	18	16	16	11	15	13	13	17	18
		計画	17	16	16	16	18	20	21	16	17	18
	時間	実績・見込	160	266	323	455	102	141	112	128	271	282
		計画	136	136	136	136	652	926	1,316	261	271	282
	事業所数	実績・見込	6	7	7	7	8	8	8	8	8	8
		計画	—	6	6	6	8	9	10	8	8	8
同行援護	人数	実績・見込	51	61	51	62	60	55	67	69	59	60
		計画	40	51	51	51	51	51	51	57	59	60
	時間	実績・見込	767	840	774	981	980	1,026	1,223	1,367	988	1,008
		計画	480	807	807	807	781	785	788	969	988	1,008
	事業所数	実績・見込	25	24	25	24	24	24	22	21	25	26
		計画	—	19	19	19	25	25	25	25	25	26

2 日中活動系サービス

項 目			第4期		第5期		第6期			第7期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
生活介護	人数	実績・見込	833	842	840	855	859	895	911	904	920	928
		計画	822	874	898	923	847	851	854	913	920	928
	日数	実績・見込	16,996	17,033	17,149	17,829	17,313	18,431	17,611	17,467	18,811	18,981
		計画	18,084	18,260	19,014	19,800	17,303	17,381	17,459	18,672	18,811	18,981
	事業所数	実績・見込	27	27	31	32	39	43	45	45	45	45
		計画	—	30	32	34	36	38	41	45	45	46
	定員	実績・見込	922	916	965	980	1,061	1,129	1,143	1,138	1,138	1,138
		計画	—	1,068	1,153	1,246	1,010	1,033	1,057	1,141	1,150	1,160
自立訓練(機能)	人数	実績・見込	2	2	1	0	0	0	1	0	1	1
		計画	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	日数	実績・見込	37	36	21	0	0	0	16	0	21	21
		計画	44	38	38	38	21	21	21	21	21	21
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	2	2	2	1	2	2
		計画	—	1	1	1	1	1	1	2	2	2
	定員	実績・見込	0	0	0	0	療育先型で定員なし		療育先型で定員なし		療育先型で定員なし	
		計画	—	20	20	20	20	20	20	20	20	20
自立訓練(生活)	人数	実績・見込	25	18	12	8	11	7	7	12	6	5
		計画	23	20	20	20	12	6	6	6	6	5
	日数	実績・見込	558	392	268	155	269	147	107	282	136	132
		計画	506	498	498	498	268	129	129	139	136	132
	事業所数	実績・見込	2	1	1	2	4	3	4	3	4	4
		計画	—	2	2	2	2	1	1	4	4	4
	定員	実績・見込	20	8	8	18	18	6	18	18	18	18
		計画	—	20	20	20	18	6	18	18	18	18

項 目			第4期		第5期		第6期			第7期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
就労移行支援	人数	実績・見込	122	122	101	105	104	90	100	116	87	81
		計画	165	124	134	145	106	120	134	92	87	81
	日数	実績・見込	2,306	2,122	1,697	1,777	1,831	1,594	1,632	1,972	1,523	1,430
		計画	3,630	2,498	2,758	3,044	1,802	2,040	2,278	1,624	1,523	1,430
	事業所数	実績・見込	16	16	15	14	15	14	12	13	13	13
		計画	—	17	20	23	16	18	20	14	13	13
	定員	実績・見込	175	164	154	144	164	152	134	151	138	138
		計画	—	184	208	235	165	186	208	148	138	138
就労継続支援A型	人数	実績・見込	138	138	147	169	169	199	206	205	228	236
		計画	125	156	156	156	157	162	167	221	228	236
	日数	実績・見込	2,819	2,778	2,958	3,460	3,430	3,990	3,980	3,871	4,625	4,782
		計画	2,750	3,221	3,221	3,221	3,104	3,179	3,257	4,479	4,625	4,782
	事業所数	実績・見込	12	12	11	11	12	13	15	15	15	15
		計画	—	12	12	12	12	12	12	15	16	17
	定員	実績・見込	179	189	169	179	209	205	225	235	235	235
		計画	—	195	195	195	195	195	195	221	228	236
就労継続支援B型	人数	実績・見込	664	720	748	820	775	924	1,014	1,089	1,047	1,079
		計画	404	711	778	845	843	894	949	1,017	1,047	1,079
	日数	実績・見込	11,337	11,874	12,972	15,010	12,853	16,690	17,046	18,272	18,168	18,724
		計画	6,868	12,616	13,897	15,178	14,843	15,877	16,983	17,657	18,168	18,724
	事業所数	実績・見込	34	35	38	42	47	52	57	55	55	55
		計画	—	40	44	48	42	45	47	52	55	59
	定員	実績・見込	698	719	798	871	950	1,008	1,116	1,079	1,079	1,079
		計画	—	874	979	1,097	912	975	1,043	1,017	1,047	1,079
就労定着支援	人数	実績・見込	—	10	5	10	17	17	43	57	25	27
		計画	—	39	45	53	21	38	56	22	25	27
	事業所数	実績・見込	—	3	4	4	4	5	4	6	7	8
		計画	—	8	10	14	10	15	20	6	7	8
	定員	実績・見込	—	—	—	—	—	—	—	—	20	40
		計画	—	—	—	—	—	—	—	—	20	40
就労選択支援	人数	実績・見込	—	—	—	—	—	—	—	—	13	13
		計画	—	—	—	—	—	—	—	—	13	13
療養介護	人数	実績・見込	21	24	27	28	29	31	31	32	36	38
		計画	19	20	20	20	35	39	45	34	36	38
	事業所数	実績・見込	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		計画	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	定員	実績・見込	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
		計画	—	40	40	40	40	40	40	40	40	40
短期入所(福祉型)	人数	実績・見込	140	168	141	132	98	122	127	142	241	272
		計画	131	135	138	140	142	143	143	214	241	272
	日数	実績・見込	979	979	856	554	529	666	672	789	836	907
		計画	952	797	797	798	862	868	868	770	836	907
	事業所数	実績・見込	11	12	15	18	20	22	23	25	30	33
		計画	—	12	12	12	20	24	28	27	30	33
	定員	実績・見込	51	56	61	83	87	95	96	98	116	124
		計画	—	45	45	45	73	80	87	109	116	124
短期入所(医療型)	人数	実績・見込	28	10	11	11	8	9	6	3	8	8
		計画	6	5	5	5	4	3	2	8	8	8
	日数	実績・見込	112	37	54	42	23	22	18	13	16	16
		計画	35	31	31	31	26	18	13	16	16	16
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計画	—	0	0	0	1	0	0	0	0	0

3 居住系サービス

項 目			第4期		第5期		第6期			第7期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
自立生活援助	人数	支援・見込	—	1	0	1	0	2	9	2	2	3
		計画	—	40	50	60	5	10	15	2	2	3
	事業所数	支援・見込	—	1	1	1	1	2	2	2	2	2
		計画	—	8	10	12	1	2	3	2	2	2
共同生活援助	人数	支援・見込	292	297	336	389	459	514	578	627	713	795
		計画	265	292	310	328	387	415	445	640	713	795
	事業所数	支援・見込	27	28	30	35	41	47	49	50	65	72
		計画	—	30	30	30	33	35	37	58	65	72
	定員	支援・見込	366	390	469	560	684	769	807	754	998	1,106
		計画	—	356	374	393	601	680	770	891	998	1,106
施設入所支援	人数	支援・見込	247	241	275	240	213	231	232	219	218	214
		計画	242	253	253	253	274	272	270	222	218	214
	事業所数	支援・見込	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		計画	—	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	定員	支援・見込	265	265	265	265	260	260	260	260	253	250
		計画	—	265	265	265	265	265	265	255	253	247

障害児福祉実施計画 サービス提供実績（見込み）

【障害児通所支援等】

1 障害児通所支援

項 目			第 1 期				第 2 期			第 3 期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
児童発達支援	人数	実績・見込	180	190	188	242	315	338	403	467	447	485
		計画	162	189	198	208	245	251	256	413	447	485
	日数	実績・見込	2,700	2,537	2,977	3,007	3,616	3,861	4,426	4,932	5,757	6,240
		計画	2,273	2,835	2,977	3,126	2,653	2,693	2,734	5,320	5,757	6,240
	事業所数	実績・見込	18	19	20	26	32	38	42	43	43	43
		計画	18	18	18	18	22	23	25	39	42	45
	定員	実績・見込	－	183	176	214	252	281	309	311	311	311
		計画	－	－	－	－	222	238	246	289	313	339
医療型児童発達支援	人数	実績・見込	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		計画	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	日数	実績・見込	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0
		計画	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	実績・見込	620	581	592	691	811	900	995	1,131	1,055	1,099
		計画	349	744	893	1071	657	677	697	1,014	1,055	1,099
	日数	実績・見込	7,440	7,681	8,114	9,894	10,918	13,000	13,705	15,479	14,344	14,943
		計画	4,187	8,928	10,714	12,856	8,849	9,241	9,651	13,791	14,344	14,943
	事業所数	実績・見込	40	43	45	51	61	70	77	77	77	77
		計画	40	42	44	46	51	54	57	72	75	78
	定員	実績・見込	－	397	410	456	513	582	674	671	671	671
		計画	－	42	44	46	448	466	485	631	656	684
保育所等訪問支援	人数	実績・見込	1	2	2	8	33	41	64	89	65	73
		計画	4	2	2	2	6	10	14	57	65	73
	日数	実績・見込	1	2	2	8	37	43	77	93	65	73
		計画	4	2	2	2	6	10	14	57	65	73
	事業所数	実績・見込	2	3	5	6	7	8	8	9	9	10
		計画	20	2	2	3	8	9	10	8	9	10
居宅訪問型児童発達支援	人数	実績・見込	0	0	1	3	1	0	1	1	3	3
		計画	0	0	0	1	3	3	3	3	3	3
	日数	実績・見込	0	0	31	3	1	0	1	1	31	31
		計画	0	0	0	1	72	72	72	31	31	31
	事業所数	実績・見込	0	0	1	1	2	2	2	2	2	2
		計画	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2

2 障害児相談支援

項 目			第 1 期				第 2 期			第 3 期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
障害児相談支援	人数	実績・見込	201	187	261	282	349	381	452	498	598	695
		計画	160	236	279	306	339	386	440	515	598	695
	事業所数	実績・見込	25	22	26	26	28	29	30	32	34	36
		計画	25	25	28	28	27	28	28	32	34	36
計画相談支援	人数	実績・見込	17	8	9	7	5	10	5	6	17	20
		計画	19	17	17	17	5	3	3	14	17	20
	事業所数	実績・見込	23	21	27	26	27	28	29	31	31	32
		計画	23	26	27	27	32	34	37	30	31	32

【指定障害福祉サービス等】

1 訪問系サービス

項 目			第 1 期				第 2 期			第 3 期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
居宅介護	人数	実績・見込	78	52	38	28	24	26	26	21	32	34
		計画	60	82	86	90	19	13	9	30	32	34
	時間	実績・見込	1,166	572	767	521	497	502	419	356	517	522
		計画	1,370	1,224	1,285	1,349	504	409	331	512	517	522
	事業所数	実績・見込	37	37	38	39	43	44	47	40	48	49
		計画	37	37	37	37	39	40	40	47	48	49
行動援護	人数	実績・見込	6	3	3	3	3	6	4	3	12	14
		計画	6	6	6	6	3	3	9	10	12	14
	時間	実績・見込	48	25	86	13	14.5	30	20	4	61	72
		計画	48	48	48	48	139	163	331	51	61	72
	事業所数	実績・見込	6	7	7	7	8	8	8	8	9	9
		計画	6	6	6	6	8	9	40	9	9	9
同行援護	人数	実績・見込	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		計画	3	1	2	2	1	1	1	1	1	1
	時間	実績・見込	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		計画	18	4	8	8	1	1	1	1	1	1
	事業所数	実績・見込	23	20	21	20	19	20	19	19	20	20
		計画	－	23	23	23	19	18	18	20	20	20

2 日中活動系サービス

項 目			第 1 期				第 2 期			第 3 期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
短期入所(福祉型)	人数	実績・見込	20	12	9	4	5	9	10	16	18	21
		計画	13	22	24	27	6	6	6	15	18	21
	日数	実績・見込	70	43	44	8	10	20	26	41	41	49
		計画	39	77	85	93	35	35	35	34	41	49
	事業所数	実績・見込	5	6	7	10	9	10	10	11	11	11
		計画	－	5	5	5	10	12	14	11	11	11
短期入所(医療型)	人数	実績・見込	15	3	4	3	2	4	3	2	6	7
		計画	6	17	18	20	2	2	2	5	6	7
	日数	実績・見込	60	21	26	12	4	8	11	8	12	14
		計画	36	102	108	120	17	17	17	10	12	14
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計画	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【地域生活支援事業】

1 移動支援事業及び自立生活支援事業

項 目			第 1 期				第 2 期			第 3 期		
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見)	R8(見)
移動支援事業	人数	実績・見込	35	28	16	17	24	24	27	14	40	48
		計画	57	35	35	35	20	18	16	34	40	48
	時間	実績・見込	300	199	123	115	146	97	97	75	123	147
		計画	397	300	300	300	108	88	71	104	123	147
	事業所数	実績・見込	50	50	52	46	47	37	37	38	35	35
		計画	50	50	50	50	54	55	56	35	35	35
日中一時支援事業	人数	実績・見込	50	59	40	33	22	47	41	14	80	95
		計画	72	53	56	58	32	29	26	67	80	95
	日数	実績・見込	151	91	93	55	31	54	78	24	84	98
		計画	144	159	167	175	57	45	35	70	84	98
	事業所数	実績・見込	17	17	17	11	9	14	16	6	20	23
		計画	17	17	17	17	17	17	17	18	20	23
訪問入浴事業	人数	実績・見込	9	7	7	6	6	7	7	6	9	10
		計画	9	9	9	9	5	4	4	8	9	10
	回数	実績・見込	63	42	48	43	41	45	33	34	48	49
		計画	24	63	63	63	37	32	28	47	48	49
	事業所数	実績・見込	3	3	3	4	3	4	4	4	4	4
		計画	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4

地域生活支援拠点評価表(点数とりまとめ)【令和7年3月31日時点】

評価基準		評価の流れ	
0	できていない。	一次評価:地域生活支援拠点の機能に含まれる事業者にて評価	
1	ほとんどできていないが、仕組みができてつある。	二次評価:自立支援協議会運営会議等にて意見を踏まえた一次評価の修正	
2	一部はできているが、まだまだ十分でない。	三次評価(最終評価):自立支援協議会全体会にて二次評価を踏まえた評価・意見聴取	
3	大部分できているが、十分でない部分がある。		
4	ほとんどできているが、改善すべき部分がある。		
5	できている。		
※ 評価の記入については、 ①基幹相談・委託相談支援事業所 → 全評価項目 ②上記以外の拠点登録事業所 → 担っている拠点機能部分のみの評価項目 を記入。 評価時は、①の事業所は、拠点機能として対応している項目については、「自法人・自事業所の評価」を 記入し、対応していない項目については、「豊橋市全体について第3者目録での評価」を記入。 ②の事業所は、「自法人・自事業所の評価」を記入。			

機能	拠点として目指す体制	R6 評価 平均	評価・意見
(1) 相談	1 障害のある方やその家族等からの相談を受け付け、相談内容に対し、適切な助言、訪問、聞き取り等を行い、必要に応じて情報提供を行っている。	3.9	・相談件数が多いため、迅速な対応が難しい場合もある。 ・相談支援事業所や相談支援専門員の支援力によって差が生じる可能性がある。 ・障害特性に応じた合理的な配慮が必要。
	2 基幹センターを中心とした市内の相談支援体制が整備されている。	3.9	・基幹相談支援センターと委託相談事業所の連携体制については一定の整備がされている。 ・専門的知識を有する人材育成が必要。
	3 本人の意思を尊重し、自己決定のために、丁寧な説明と理解が得られている。	3.6 3.8	・意思表示が困難な方や外国人市民への対応がまだ十分とは言えない。 ・意思決定支援の研修強化。
	4 幅広い障害に関する知識を持ち、障害特性に合わせて必要な支援を見立てることができる。	3.5	・障害の種類によっては、専門的知識が不足している面がある。 ・研修等学ぶ機会を設け、自己研鑽している。
	5 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、夜間・休日にも必要時に訪問・連絡調整の出来る体制が整っている。	3.0	・休日や夜間でも連絡がとれる体制は整えているが、名簿登録までは行っていないため、整備が必要。
(2) 緊急時の受け入れ・対応	1 緊急時の相談連絡体制が整備されており、緊急時対応において各機関の連携がとれている。	3.4	・事業所内で緊急時の当番体制等は概ね整えられているが、各事業所間の連携については不十分であり、検討が必要。
	2 緊急時、必要な障害福祉サービスの利用ができる。	3.4 3.4	・職員間で調整しながら対応しているが、受入先の調整や手配などは負担が大きいと感じる。
	3 緊急一時保護先としての施設や機関の受け入れが確保でき、その後のフォロー体制が十分に取れている。	3.4	・強度行動障害のある方など、障害特性によっては受け入れ先を確保することが難しい場合がある。 ・受け入れ後のフォローについては十分であるとは言えない。
	実績 ★今年度中の緊急時の受け入れ・対応について、該当のある場合は以下①～⑤へ件数等を記入。 ※各件数は、拠点の機能又は緊急一時受入事業として対応した案件も含む件数とする。		
	① 緊急受け入れの相談及び要請件数	(合計)相談:22人、GH:6人、入所:3人	
	② 実際に受け入れた件数	(合計)相談:18人、GH:6人、入所:2人	
	③ ②のうち、事前サービス利用契約があった件数	(合計)相談:7人、GH:0人、入所:0人	
④ 受け入れられなかった件数	(合計)相談:2人、GH:0人、入所:1人		
⑤ ④があった場合、その理由	・法人内のグループホームへの入居問合せがあったが、職員不足のため対応できなかった。 ・虐待が疑われる案件だったが、本人が一時的保護を強く拒否したため。		
(3) 体験の機会・場	1 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立等にあって、宿泊体験や就労体験等を希望時にいつでも体験できる。	2.9	・部屋の確保の問題等があり「いつでも」対応することは難しい。
	2 夜間やトラブル等の必要時に訪問・連絡調整のできる体制が整っている。	3.3 3.7	・緊急輪番制の仕組みもあり、体制としては整っている。
	3 体験後の評価をしっかりと行っており、その後の支援体制が整っている。	3.3	・自己評価と他者評価を相互に確認できる体制は整っていない。 ・具体的なフォロー体制については今後検討が必要。
	実績 ★今年度中の体験の受入相談及び要請について、該当のある場合は以下①～⑤へ件数等を記入。		
	① 体験利用の受け入れの相談及び要請件数	0人	
	② 実際に受け入れた件数	0人	
	③ 受け入れられなかった件数	0人	
④ ③があった場合、その理由	0人		
(4) 保・専・門 養的成人材の確	1 専門的支援に対応できる人材、体制が確立できている。	3.8	・研修への参加等により体制が整えられてきてはいるが、専門的な人材の育成については今後も課題として捉えている。
	2 困難事例を用いた事例検討が行われている。	4.0 4.0	・事例検討会や個別支援検討会等が定期的に開催されている。
	3 必要な研修が実施され、研修後にフォローする仕組みがある。	4.1	・各種研修会は積極的に開催されているが、研修後の効果測定については不十分である。
(5) 地域の体制づく	1 自立支援協議会が機能している。(地域の課題や社会資源の把握、検討等が行われている)	3.0	・個別支援会議の開始や協議会の見直しを行い課題の抽出を図っているが、十分に機能しているとは言えない。 ・地域課題の選定、整理を十分に協議する必要がある。
	2 障害者の権利侵害に対して支援できる体制が整っている。	3.3 3.5	・虐待防止訪問や虐待防止相談員の配置等、権利擁護に対する体制は整えられつつある。 ・虐待件数が増加傾向の中、予防に関しても取り組んでいく必要がある。
	3 教育・医療・就労支援機関等、関係機関と支援関係が確立している。	3.3	・必要に応じて関係機関と連携できる体制はあるが、確立されているとまでは言えず、機関によってばらつきがみられる。

地域生活支援拠点のイメージ図

豊橋市では、①「相談」、②「体験の場や機会」、③「緊急時の受入・対応」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」の5つの機能について、個々の機能が有機的な連携の下に1つの拠点として機能するよう面的整備を行い、評価・改善を図っています。

相談

自立の相談や地域での暮らしの相談等に応じる機能

【とよはし総合相談支援センター運営事業（基幹相談支援センター）人員体制】

- ・相談支援センター・ピアリング（3人）
- ・相談支援センター・ピアリング（2人）
- ・豊橋障害者（児）団体連合協議会（主に2人）

【障害児者相談支援事業（委託相談支援事業所）人員体制】

- ・あかね荘障害者生活支援センター（2人）
- ・たまも荘障害者生活支援センター（2人）
- ・生活支援センターさざなみ（2人）
- ・発達・就労相談支援センターFLAT（2人）
- ・相談支援センター木もれ陽（2人）
- ・相談支援事業所アイリス（1人）



連携する地域資源

地域生活支援拠点

障害者の自立・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援のための機能

自立したい！
困りごとがある！
虐待・差別のSOS！
充実した支援を受けたい！

障害者が生涯安心して暮らせる地域へ

地域の体制づくり

様々なニーズに対応できるように、保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係機関との連携や体制整備を行う機能

【とよはし総合相談支援センター運営事業（基幹相談支援センター）人員体制】

- ・3法人7人程度 ※コーディネーターの役割を担う。

【障害児者相談支援事業（委託相談支援事業所）人員体制】

- ・6事業所11人 ※コーディネーターの役割を担う

【豊橋市障害者自立支援協議会】

- ・全体会
- ・地域移行促進ネットワーク検討会
- ・医療的ケアに関する検討会 等



体験の場や機会

一人暮らしの体験の場や機会を提供する機能

【安心生活支援事業（生活体験の場）体験部屋確保数】

- ・豊橋ちぎり寮（部屋1室）
- ・障害福祉サービス事業所数
- ・自立訓練「生活・機能・宿泊型」（6事業所）
- ・共同生活援助（45事業所、121ホーム）
- ・地域移行支援事業（18事業所）
- ・地域定着支援事業（18事業所）
- ・自立生活支援事業（2事業所） 等



指定相談支援事業所

こども若者相談支援センター

地域包括支援センター

公共職業安定所

障害者職業・生活支援センター

障害者職業センター

専門的人材の確保・養成

専門的な対応ができる体制確保や人材の確保・養成の機能

【とよはし総合相談支援センター運営事業（基幹相談支援センター）内容】

- ・社会福祉施設職員研修、相談支援専門員研修、出前講座

【障害児者相談支援事業（委託相談支援事業所）内容】

- ・事業所への指導等

【豊橋市障害者自立支援協議会の会議体】

- ・生活支援専門部会
- ・人材育成検討会
- ・就労支援専門部会
- ・就職スキルアップ検討会
- ・こども支援専門部会
- ・ペアトトレ支援体制検討会 等



緊急時の受入・対応

緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【とよはし総合相談支援センター運営事業（障害者虐待防止センター）人員体制】 ※基幹相談支援センターと兼務

- ・障害者虐待防止センター（3法人6人程度）

【障害者虐待等緊急一時保護事業委託事業所】

- ・相談支援センター・ピアリング、相談支援事業所等、あかね荘障害者生活支援センター、たまも荘障害者生活支援センター、生活支援センターさざなみ、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援センター木もれ陽、相談支援事業所アイリス（8事業所）

【緊急時短期入所利用・やむを得ない措置】

- ※協定締結法人（12法人）
- ・短期入所（ショートステイ）前、ひがたん、短期入所クライス豊橋、ケアホームふたば、自由の杜、あかね荘、珠葉荘、短期入所豊橋往完町、短期入所豊橋健田町
- ・共同生活援助（東臨グループホーム、わおんアットウォーム、いきいきホーム、ほのぼのホーム、グループホームマズミのいえ、グループホームラベンダー、グループホーム愛さく）



警察

病院・保健所

児童相談所

学校機関

障害福祉サービス事業所

行動援助従事者研修等実施機関

国・県・東三河南部圏関係機関

豊橋市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この事業は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者やその家族等の緊急時の相談・受入れ等の様々な支援を切れ目なく提供し、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支える体制を構築することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点等のうち、次項に規定する機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 この要綱において「地域生活支援拠点等における機能」とは、次の各号に掲げる機能をいう。

- (1) 相談 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 この要綱において「拠点等事業」とは、前項各号に掲げる機能の全部又は一部を備えた複数の事業所や機関により面的な体制を整備する事業をいう。

（拠点コーディネーター）

第 3 条 拠点コーディネーターは、豊橋市ととよはし総合相談支援センター運営事業委託業務又は豊橋市障害児者相談支援事業委託業務における委託契約を結んだ法人に属する従事者とし、第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号及び第 5 号の機能を担う。

(実施主体)

第 4 条 拠点等事業の実施主体は、豊橋市とする。ただし、市長は適切な運営が確保できると認められた社会福祉法人等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

(対象者)

第 5 条 この事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する障害者等
- (2) 市が支給決定等及び給付の実施主体となる障害者等
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(拠点事業所の登録)

第 6 条 拠点等事業を行おうとする事業所は、豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第 1 号）に運営規程及び事業者の指定を受けている旨を証する書面を添えて市長に提出し、市の登録を受けなければならない。

2 前項の運営規程は、地域生活支援拠点等において当該拠点事業を行う事業所である旨を定めているものでなくてはならない。

3 市長は、第 1 項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、拠点等事業を実施する事業所として登録を行い、豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録（不登録）決定通知書（様式第 2 号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業所（以下「登録事業所」という。）を豊橋市地域生活支援拠点等事業所名簿（様式第 3 号）に記載し、管理するものとする。

(変更の届出)

第 7 条 登録事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、変更後 10 日以内に豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第 4 号）に変更の内容が確認できる書類等添えて市長に提出しなければならない。

(廃止等の届出)

第 8 条 登録事業所は、事業を廃止又は休止するときは、その 30 日前までに豊橋市地域生活支援拠点等事業所（廃止・休止・再開）届出書（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

2 事業を休止した事業所は、事業を再開するときは、その 10 日前までに前項の届出書により市長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第 9 条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第 6 号）により当該事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) その他市長が登録事業所として不適当と認めたとき。

(サービスの報酬の算定)

第 10 条 登録事業所が拠点等事業に係るサービスの報酬の算定をするときは、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

(記録の保存等)

第 11 条 登録事業所は、サービスの記録を整備し、5 年間保存するとともに、市から求めがあった場合には、当該記録を提出しなければならない。

(調査等)

第 12 条 市長は、登録事業所に対して、拠点等事業の運営状況に係る調査を必要に応じて適宜実施することができる。

2 市長は、登録事業所に対して、各事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(評価)

第 13 条 市長は、拠点の運営状況及び評価について、豊橋市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に報告し、その意見を聴取するものとする。

(協議)

第 14 条 地域生活支援拠点等を整備する事業については、協議会において協議するものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業に従事する者又は従事した者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

豊橋市障害者自立支援協議会 年間活動報告書

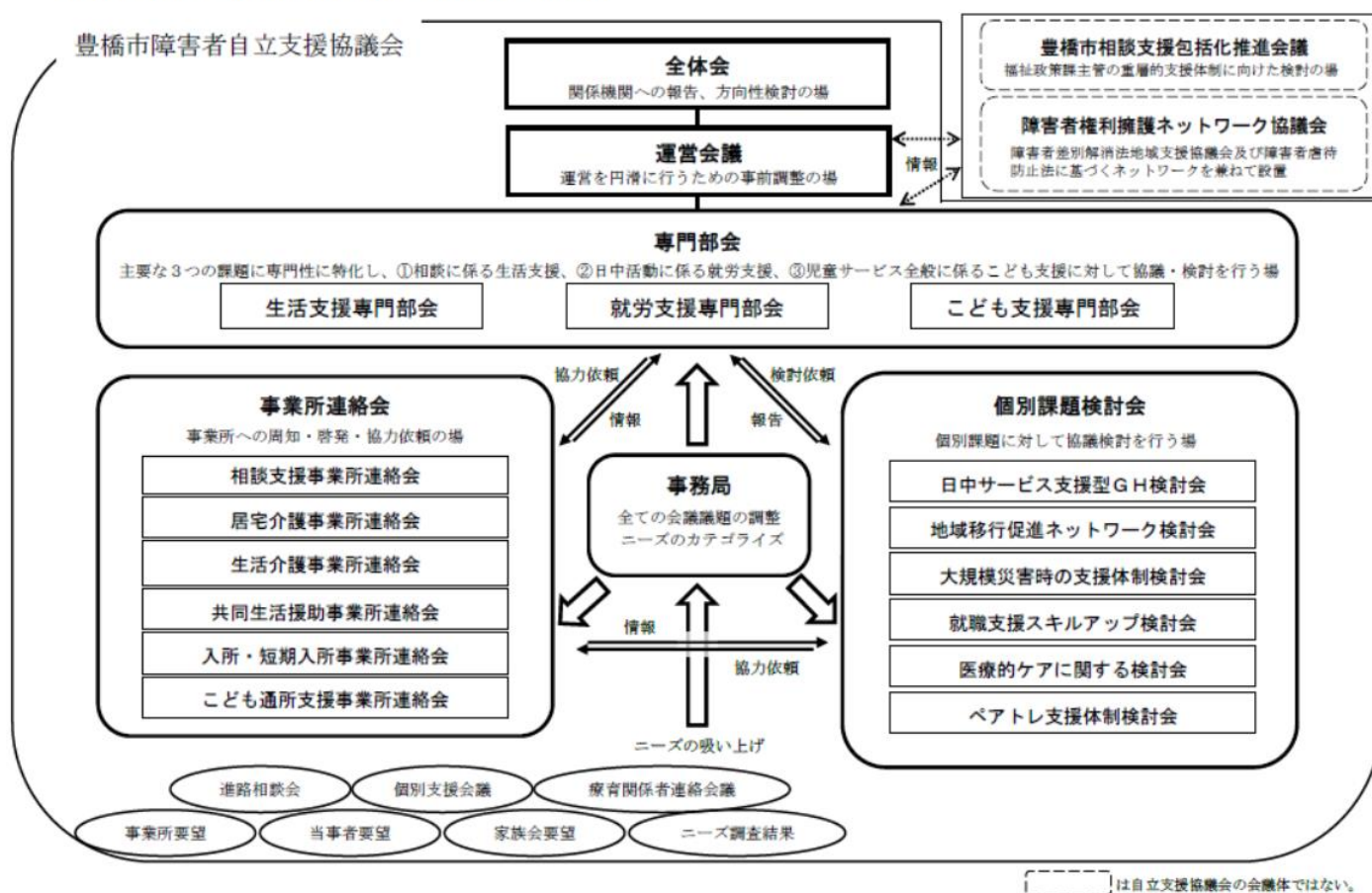
令和 6 年度

令和6年度の豊橋市障害者自立支援協議会の取組について

1. はじめに

豊橋市障害者自立支援協議会は、平成18年12月に設置され16年が経過しました。豊橋市障害者自立支援協議会では、豊橋市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、実情に応じた体制整備について協議する全体会、運営を円滑に行うための事前調整の場である運営会議、主要な3つの課題に対して協議・検討を行う専門部会、詳細な部分の協議を進める検討会、事業所間の情報共有や職員のスキルアップ、ネットワークの構築等を目的とした連絡会を開催してきました。各会議等の活動概要及び今後の課題等について次のとおりまとめ、令和6年度の年間報告とします。

令和6年度 豊橋市障害者自立支援協議会組織図



2. 全体会について

全体会は豊橋市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、実情に応じた体制整備について協議する場として設置することから、福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関を構成機関とし、ネットワークの構築を進めて参りました。

<活動概要>

第1回：令和6年5月31日（金）13:30～15:30

主な議題 ①障害者福祉基本計画の評価、第6期障害者福祉実施計画及び第2期障害児福祉実施計画の実績報告
②令和6年度の自立支援協議会の体制及びスケジュール
③令和6年度の各専門部会の活動状況報告と協議事項

第2回：令和6年9月27日（金）10:00～12:00

主な議題 ①会議開催状況
②令和6年度の各専門部会の活動状況報告と協議事項
③強度行動障害に対する支援体制の整備
④（株）恵について

第3回：令和7年2月26日（水）13:30～15:30

主な議題 ①会議開催状況
②各専門部会の活動状況報告と協議事項
③個別支援会議から抽出した地域課題
④医療的ケア児等支援マネージャー及び虐待防止相談員の決定
⑤児童発達支援センター
⑥委託相談支援事業における地区割の導入
⑦障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告
⑧強度行動障害支援体制整備に向けた事業所見学会の報告
⑨令和7年度自立支援協議会体制（案）
⑩（株）恵について

委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	学校法人相山女学園相山女学園大学	教授	手嶋 雅史
2	社会福祉法人さわらび会 珠藻荘	施設長	◎黒柳 晴彦
3	社会福祉法人さわらび会 あかね荘	施設長	光部 清孝
4	社会福祉法人岩崎学園	理事長	松下 直弘
5	社会福祉法人豊橋市福祉事業会 豊橋くすのき学園	副施設長	杉浦 伸枝
6	特定非営利活動法人さざなみ	理事	中住 正紀
7	一般社団法人ONE	代表理事	柴田 圭吾
8	豊橋障害者（児）団体連合協議会	会長	山下 徹
9	豊橋障害者（児）団体連合協議会	副会長	野口 雅由

	所 属	職 名	氏 名
10	東三河南部障害保健福祉地域アドバイザー	アドバイザー	江川 和郎
11	豊橋公共職業安定所	所長	河澄 裕正
12	豊橋障害者就業・生活支援センター	センター長	○安藤 淳二
13	豊橋市社会福祉協議会	事務局長	加藤 久和
14	豊橋市民生委員児童委員協議会	副会長	亀山 道生
15	豊橋市医師会	理事	大瀧 和男
16	愛知県立豊橋特別支援学校	教頭	天野 和彦
17	愛知県立豊川特別支援学校	教頭	鈴木 玲子
18	豊橋市立くすのき特別支援学校	教頭	白井 陽子
19	愛知県立豊橋聾学校	教頭	中野 拓希子
20	豊橋市 教育部 教育政策課	課長	鈴木 大介
21	豊橋市 健康部 こども発達センター	課長	山口 徳之
22	豊橋市 こども未来部 保育課	課長	大岩 博
23	豊橋市 健康部 健康増進課	課長	生駒 雄二
24	豊橋市 福祉部 長寿介護課	課長	木佐貫 美紀子
25	豊橋市 福祉部 障害福祉課	課長	森高 朋樹

◎会長 ○副会長

3. 運営会議について

運営会議では、協議会の全体の進捗管理及び部会の連絡調整により、課題の整理や協議事項の調整等を担うことから、地域にどのような課題があり、課題解決のためにはどのように協議会で検討していくかなどの協議・確認等を行いました。7月と11月を除く各月1回（基本的に毎月第3水曜日）開催しています。

平成27年から、優先的に解決すべき地域課題について明らかにし、関係機関での情報共有を図るため、困難事例を挙げて分析を行うよう見直しを図り、令和6年度も継続して実施しました。

<活動概要>

第1回：令和6年4月17日（水）13:30～15:00

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

②令和6年度の組織図及びスケジュール

③委託相談支援事業所が参加する会議体の割振り

④GW期間における緊急対応

⑤生活支援専門部会の予定内容

⑥ほっとぴあにおける委託相談支援事業の実施状況

⑦今後の自立支援協議会の運営方針

⑧虐待防止事業所訪問

⑨その他（福祉サービスグループ担当表、全体会委員）

⑩全体会委員

⑪各事業所からのケース報告

第2回：令和6年5月15日（水）13:30～15:00

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

②全体会資料（案）

③各事業所からのケース報告

第3回：令和6年6月19日（水）13:30～15:00

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

②今後の自立支援協議会（運営会議）の進め方

③各専門部会における取組内容の検討

④虐待防止相談員について

⑤ケース検討会議の報告

⑥各事業所からのケース報告

第4回：令和6年8月21日（水）13:30～15:00

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

②豊橋市におけるセルフプランの考え方の整理

③基幹相談支援センター・委託相談支援事業の在り方

④強度行動障害に対する支援体制の整備（見学・実習等）

⑤地域生活支援拠点の評価方法の見直し

⑥生活支援専門部会全体会報告用シート

⑦（株）恵について

⑧各事業所からのケース報告

第5回：令和6年9月12日（木）13:30～15:30

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

②全体会資料（案）

③委託相談支援事業

④強度行動障害に対する支援体制の整備（見学等）

⑤全体会報告用シート（生活、就労、こども支援専門部会）

⑥各事業所からのケース報告

第6回：令和6年10月17日（木）13:30～15:30

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

②令和6年度第5回運営会議の意見を踏まえた対応

③上半期個別支援会議の実績と今後の対応策

④来年度に向けての協議会体制の見直し

⑤強度行動障害者支援体制整備にあたっての見学会開催（案）

⑥委託相談支援事業における報告様式の変更

⑦（株）恵について

⑧各事業所からのケース報告

第7回：令和6年12月18日（水）13:30～15:30

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

- ②令和6年度第6回運営会議の意見を踏まえた対応
- ③医ケアマネ・虐待防止相談員の報告
- ④来年度以降のほっとぴあにおける委託相談支援事業の実施方法（アンケート結果）及び委託相談体制の見直し
- ⑤地域連携推進会議
- ⑥ヘルパー不足に関するアンケート（案）
- ⑦令和7年度からの全体会委員の追加について
- ⑧豊橋市地域生活支援拠点等事業の登録手続きの開始
- ⑨強度行動障害支援体制整備に向けた事業所見学会の開催後報告
- ⑩相談支援体制の充実に向けた相談員の実務能力均てん化へ向けた取組みについて
- ⑪（株）恵について
- ⑫各事業所からのケース報告

第8回：令和7年1月15日（水）13:30～15:30

主な議題 ①医療的ケア児等支援マネージャー紹介

- ②各会議の開催予定・開催報告
- ③令和6年度第7回運営会議の意見を踏まえた対応
- ④虐待防止訪問の総括及び今後の方向性
- ⑤生活支援専門部会・全体会に向けて
- ⑥豊橋市地域生活支援拠点等事業（前回内容への補足、評価表の見直し）
- ⑦委託相談体制の見直し
- ⑧来年度以降の自立支援協議会の体制
- ⑨各事業所からのケース報告

第9回：令和7年2月13日（木）13:30～15:30

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

- ②令和6年度第8回運営会議の意見を踏まえた対応
- ③全体会資料（案）
- ④各事業所ケース報告

第10回：令和7年3月19日（水）13:30～15:30

主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告

- ②令和6年度第9回運営会議の意見を踏まえた対応
- ③委託相談支援事業における地区割の導入
- ④地域連携推進会議における市・基幹・委託の参加
- ⑤医療的ケア児在宅レスパイト事業
- ⑥令和7年度自立支援協議会の運営体制
- ⑦令和7年度専門部会協議事項

⑧各事業所からのケース報告

運営会議構成メンバー

	所 属	
1	たまも荘障害者生活支援センター	
2	あかね荘障害者生活支援センター	
3	生活支援センターさざなみ	
4	発達・就労相談支援センター F L A T	
5	相談支援センター木もれ陽	
6	相談支援事業所アイリス	
7	豊橋障害者就業・生活支援センター	
8	豊橋障害者（児）団体連合協議会（相談支援事業所すばる）	
9	生活支援専門部会長（相談支援センター木もれ陽）	
10	就労支援専門部会長（あいびっと）	
11	こども支援専門部会長（豊橋あゆみ学園）	
12	とよはし総合相談支援センター	とよはし総合相談支援センター
13		医療的ケア児等支援マネージャー
14		さくらピア
15	豊橋市健康部こども発達センター	
16	豊橋市健康部健康増進課（※オブザーバー参加）	
17	豊橋市福祉部障害福祉課	

4. 専門部会について

専門部会は、共有化された地域の課題に対して専門的な協議を行う場として、社会資源の開発あるいは改善を図るにあたっての検討を行いました。豊橋市障害者自立支援協議会では、生活支援に関する課題を「生活支援専門部会」にて、就労に関する課題を「就労支援専門部会」にて、こどもの支援に関する課題を「こども支援専門部会」にて検討を進めました。

<活動概要>

（１）生活支援専門部会

参加機関：豊橋障害者（児）団体連合協議会、さくらピア相談室、たまも荘障害者生活支援センター、あかね荘障害者生活支援センター、生活支援センターさざなみ、発達・就労相談支援センター F L A T、相談支援センター木もれ陽、相談支援事業所アイリス、豊橋市社会福祉協議会、指定相談支援事業所代表、生活介護事業所代表、居宅介護事業所代表、共同生活援助事業所代表、障害児等療育支援事業受託者、豊橋市教育委員会学校教育課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第 1 回：令和 6 年 5 月 13 月（月）13:30～15:00

主な議題 ①令和 6 年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制

- ②令和6年度豊橋市障害者自立支援協議会のスケジュール
- ③基幹相談支援センター・委託相談支援事業の相談体制
- ④令和6年度生活支援専門部会の取組

第2回：令和6年9月11日（水）10:00～11:30

- 主な議題
- ①生活支援専門部会全体会報告用シート
 - ②強度行動障害に対する支援体制の整備（見学等）
 - ③（株）恵が運営する障害福祉サービス事業所

第3回：令和7年2月5日（水）10:00～11:30

- 主な議題
- ①生活支援専門部会全体会報告用シート（実績及び次年度目標）
 - ②委託相談体制の地区割
 - ③虐待防止訪問の総括及び今後の方向性
 - ④強度行動障害支援体制整備に向けた事業所見学会

総括：◇令和6年度については、相談支援体制の充実、大規模災害時の支援体制の充実、強度行動障害に対する支援体制の整備について、主に協議を行いました。相談員の資質向上に向けた相談支援事業所訪問を実施し、困難ケースについては基幹や委託の相談員がOJTを実施する等事業所との連携を図ったり、災害時における安否確認を迅速に実施するための統一的な名簿様式案の作成や安否確認情報を集約するための確認フローについて検討しました。また、強度行動障害支援体制整備に向けた事業所見学会を実施しました。

（2）就労支援専門部会

参加機関：愛知障害者職業センター豊橋支所、豊橋特別支援学校、豊川特別支援学校、豊川特別支援学校本宮校舎、岡崎盲学校、くすのき特別支援学校、豊橋聾学校、豊橋障害者（児）団体連合協議会、豊橋障害者就業・生活支援センター、愛知障害者職業能力開発校、就労系事業所代表、あかね荘障害者生活支援センター、生活支援センターさざなみ、総務部人事課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年5月14日（火）15:00～16:00

- 主な議題
- ①令和6年度の年間活動計画と活動内容
 - ②就職支援スキルアップ検討会
 - ②就労アセスメント
 - ③障害福祉サービス事業所フェアの開催

第2回：令和6年9月5日（木）13:30～15:00

- 主な議題
- ①令和5年度の就職実績、工賃支払実績等
 - ②就労支援専門部会の上半期取組内容（実績）
 - ③就職支援スキルアップ検討会の報告
 - ④今後の予定

第3回：令和7年2月4日（火）13:30～15:00

主な議題 ①就労支援専門部会の下半期取組内容（実績）

②就職支援スキルアップ検討会の報告

③来年度活動予定

総括：◇令和6年度については、就職者数及び就職率を増加させるための取り組み、事業者の就労支援スキル・知識の向上、事業所間の意見交換と交流、障害福祉サービスの周知・啓発及び障害者の就労先拡充の検討の4つについて、主に協議を行いました。事業所フェアの開催や、就労支援事業所プレゼンテーション大会、福祉サービス事業所交流会などのイベント開催に加え、企業見学会や職業センターによる研修等を実施することができました。

（3）こども支援専門部会

参加機関：豊橋障害者（児）団体連合協議会、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援センター木もれ陽、たまも荘障害者生活支援センター、岩崎学園、豊橋あゆみ学園、豊橋くすのき学園、高山学園、豊橋特別支援学校、豊川特別支援学校、くすのき特別支援学校、豊橋聾学校、東三河児童・障害者相談センター、児童通所事業所連絡会長、児童通所事業所連絡副会長、豊橋市健康部こども保健課、豊橋市教育委員会教育政策課、豊橋市教育委員会学校教育課、豊橋市こども未来部こども若者相談支援センター、豊橋市こども未来部こども未来館、豊橋市こども未来部保育課、豊橋市こども発達センター、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年5月24日（金）14:30～15:30

主な議題 ①部会長の選出

②令和5年度こども支援専門部会の活動報告、達成状況

③令和6年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制

④令和6年度こども専門部会の重要課題及び到達目標

第2回：令和6年8月26日（月）14:30～15:30

主な議題 ①こども支援専門部会の活動報告

②令和6年度こども支援専門部会の重要課題及び到達目標

③令和6年度報酬改定に伴う児童発達支援センターの役割

④第3期福祉計画等にて実施した市民アンケートの結果

第3回：令和7年1月22日（水）14:00～15:30

主な議題 ①令和6年度（下半期）こども支援専門部会の活動報告

②令和6年度協議事項の達成状況、令和7年度協議事項

③豊橋市児童発達支援センターの役割

総括：◇令和6年度については、子育て支援体制の充実、障害児通所支援事業所の役割強化、事業所

間・関係機関との連携による支援体制の強化の3つについて、主に協議を行いました。ペアレント・トレーニングの実施及び今後も継続して実施していく体制の検討、専門職種講座（言語訓練・臨床心理・理学療法・作業療法）の開催、こども通所支援事業所交流会等を行うことができました。

5. 個別課題検討会について

個別課題に対して協議検討を行う場として、6つの個別課題検討会を設置し、個別の課題に対する取り組みを行いました。

<活動概要>

（１）日中サービス支援型GH検討会

参加機関：共同生活援助事業所連絡会会長（夢見の郷）、相談支援事業所連絡会会長（クオーレ相談支援センター）、生活介護事業所連絡会会長（来夢）、居宅介護事業所連絡会会長（ヘルパーステーションココナッツ）、入所・短期入所事業所連絡会会長（シーサイド吉前）、豊橋障害者（児）団体連合協議会、あかね荘障害者生活支援センター、たまも荘障害者生活支援センター、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援センター木もれ陽、生活支援センターさざなみ、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和7年1月30日（木）9:30～11:30

主な議題 ①事業報告及び評価

（２）地域移行促進ネットワーク検討会

参加機関：松崎病院、可知記念病院、岩屋病院、保生会病院、島病院、シーサイド吉前、あかね荘、珠藻荘、ちぎり寮、あかね荘障害者生活支援センター、たまも荘障害者生活支援センター、生活支援センターさざなみ、相談支援センター木もれ陽、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援事業所アイリス、豊橋障害者（児）団体連合協議会、中央地域包括支援センター、豊橋市健康部健康増進課、豊橋市福祉部長寿介護課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和7年3月4日（火）13:30～15:00

主な議題 ①令和6年度の豊橋市障害者自立支援協議会

②豊橋市障害者福祉実施計画

③地域移行・地域定着支援利用者数の推移

④安心生活支援事業の実績

⑤日中サービス支援型共同生活援助に係る情報提供

（３）大規模災害時の支援体制検討会

参加機関：豊橋障害者（児）団体連合協議会、たまも荘障害者生活支援センター、あかね荘障害者生活支援センター、相談支援センター木もれ陽、発達・就労相談支援センターFLAT、生活支援センターさざなみ、豊橋市社会福祉協議会、豊橋特別支援学校、豊橋市福祉部福祉政策

課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年5月21日（火）13:30～15:00

- 主な議題 ①豊橋市における大規模災害時の対応
②大規模災害時における相談支援体制のための担当ブロック
③大規模災害時を想定した訓練
④防災に関する研修

第2回：令和6年8月8日（木）13:30～15:00

- 主な議題 ①福祉サービス利用者の安否確認、リストアップ等について
②大規模災害時における相談支援体制のための担当ブロックについて
③今年度の検討会スケジュールについて

第3回：令和7年2月3日（月）13:30～15:00

- 主な議題 ①豊橋市における大規模災害時の初動体制
②災害時安否確認
③大規模災害時を想定した訓練

（4）就職支援スキルアップ検討会

参加機関：市内日中活動系サービス事業所、市内相談支援事業所

第1回：令和6年5月14日（火）13:30～14:30

- 主な議題 ①令和5年度の年間活動計画と活動内容
②就職支援スキルアップ検討会
③就労アセスメント
④障害福祉サービス事業所フェアの開催

第2回：令和6年6月11日（火）9:30～13:00

- 主な議題 ①日中活動系サービス事業所見学会

第3回：令和6年8月3日（土）13:00～16:00

- 主な議題 【事業所フェア】
①日中系活動サービス事業所ブースでの事業所紹介
②障害基礎年金学習会 DVD 視聴
③事業所紹介動画視聴

第4回：令和6年9月24日（火）9:10～14:00

- 主な議題 ①企業見学会（特例子会社 オーエスジーアクティブ）

第5回：令和6年10月8日（火）10:00～11:30

- 主な議題 ①就職事例報告会

第6回：令和6年11月27日（水）11:00～13:00

主な議題 ①障害福祉サービス事業所交流会

第7回：令和6年11月27日（水）13:30～15:00

令和6年12月4日（水）13:30～15:00

主な議題 ①愛知障害者職業センター豊橋支所による「就労支援のためのアセスメントシートの活用について」研修

第8回：令和6年2月22日（土）13:30～16:00

主な議題 ①就労移行支援事業所プレゼンテーション大会

（5）医療的ケアに関する検討会

参加機関：豊橋市肢体不自由児（者）父母の会、訪問看護ステーションさわやか、授産所ふくふく・ケアホームふたば、生活塾「春日」、たまも荘障害者生活支援センター、相談支援センター木もれ陽、豊橋市社会福祉協議会、豊橋あゆみ学園、相談支援事業所 すばる、相談支援センター ビリーブ、豊橋市健康部こども発達センター、豊橋医療センター、豊橋市民病院、豊橋特別支援学校、豊橋市こども未来部保育課、豊橋市教育委員会学校教育課、豊橋市健康部こども保健課、信愛医療的ケア児支援センター、とよはし総合相談支援センター、医療法人鈴木整形外科（2回目のみ）、特定非営利活動法人ふいーる工房（2回目のみ）、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年5月20日（月）10:00～11:30

主な議題 ①令和6年度豊橋市自立支援協議会の体制

②医療的ケア児の状況

③医療的ケア児等に関するレスパイト事業

④医療的ケア児等支援マネージャー

第2回：令和7年2月27日（木）9:00～10:30

主な議題 ①医療的ケア児等支援マネージャー

②医療的ケア児の状況

③医療的ケア児在宅レスパイト事業

④医療的ケアに関する課題

医療的ケアコーディネーター会（第1回）：令和6年8月27日（火）15:30～17:00

主な議題 ①医療的ケア児の通園・通学支援状況

②各コーディネーターの近況報告及びケースの情報共有

③医療的ケア児等支援マネージャー

④医療的ケア児等コーディネーター養成研修

医療的ケアコーディネーター会（第2回）：令和6年11月29日（金）13:30～15:00

- 主な議題 ①令和6年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者
②令和6年度医療的ケア児等支援マネージャー
③医療的ケア児等コーディネーターとマネージャーの役割
④このはネット
⑤事例検討

医療的ケアコーディネーター会（第3回）：令和7年2月27日（木）10:40～12:00

- 主な議題 ①各コーディネーターの近況報告及びケースの情報共有
②医療的ケア児等支援記録シート（仮）
③医療的ケアに関する研修

（6）ペアトレ支援体制検討会

参加機関：あいち発達障害者支援センター、たまも荘障害者生活支援センター、相談支援センター木もれ陽、発達・就労相談支援センターFLAT、豊橋あゆみ学園、岩崎学園、高山学園、くすのき学園、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年4月26日（金）15:00～16:30

- 主な議題 ①ペアレント・トレーニングの日程・内容
②今後の方向性

第2回：令和6年7月26日（金）15:30～16:30

- 主な議題 ①ペアレント・トレーニングの内容
②今後の方向性

第3回：令和6年9月6日（金）15:00～17:00

- 主な議題 ①ペアレント・トレーニングの内容
②今後の方向性

第4回：令和6年12月6日（金）12:30～14:00

- 主な議題 ①ペアレント・トレーニングの内容
②今後の方向性

第5回：令和7年3月5日（水）9:30～10:30

- 主な議題 ①ペアレント・トレーニングの内容
②今後の方向性

ペアレントトレーニングプログラム（第1回）：令和6年9月13日（金）10:00～12:00

- 主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（第2回）：令和6年9月30日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（第3回）：令和6年10月11日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（第4回）：令和6年10月25日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（第5回）：令和6年11月8日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（事後フォロー）：令和6年12月6日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

6. 連絡会について

事業所連絡会については、事業所間における情報共有を図るとともに、サービス種別ごとの課題についての検討や職員や事業所のスキルアップの機会となるよう設置しています。

各障害福祉サービス提供事業所で共通のテーマに取り組むとともに、事業所間での情報共有を行いました。

（１）相談支援事業所連絡会

参加機関：市内相談支援事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年7月31日（水）13:00～15:00

主な議題 ①令和6年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール

②グループ別事例検討会及び個別支援会議

③豊橋市民病院との連携

④アドバンス・ケア・プランニング検討会

⑤相談支援事業所訪問の報告

⑥生活支援専門部会における協議事項

第2回：令和7年2月12日（水）13:00～15:00

主な議題 ①市役所からの連絡事項

②各事業所連絡会の内容

③個別支援会議と事例検討会の実施報告

④グループワーク（事業所同士の情報交換等）

（２）居宅介護事業所連絡会

参加機関：市内居宅介護事業所、市内相談支援事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年7月3日（水）13:00～15:00

主な議題 ①令和6年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール
②利用者のサービス内容の説明の仕方
③相談支援専門員との連携の仕方
④今後の事業所連絡会で話したいこと

第2回：令和7年2月6日（木）13:00～14:30

主な議題 ①グループワーク（支援の好事例、相談員との連携事例、事前アンケート）
②アンケートご協力のお願い

（3）生活介護事業連絡会

参加機関：市内生活介護事業所、市内相談支援事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年7月11日（木）13:00～15:00

主な議題 ①強度行動障害の受け入れ
②レクリエーション（余暇時間）
③障害の程度によつての活動内容

第2回：令和7年2月5日（水）13:00～14:30

主な議題 ①強度行動障害受け入れ事業所、参加者の報告
②グループワーク（日々の悩み、疑問等）

（4）共同生活援助事業所連絡会

参加機関：市内共同生活援助事業所、市内相談支援事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年7月9日（火）13:00～14:30

主な議題 ① 令和6年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール
② 障害者支援施設等災害時情報共有システム
③ グループワーク（職員やスタッフが全員参加で行う研修の開催方法、重度化、高齢化）

第2回：令和7年2月19日（水）10:00～11:30

主な議題 ① 地域連携推進会議
② グループワーク（地域連携推進会議）

（5）入所・短期入所事業所連絡会

参加機関：市内施設入所支援事業所、市内短期入所事業所、市内相談支援事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年7月10日（水） 13:00～14:30

主な議題 ① 令和6年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール

② 短期入所の受け入れ事例や手順

③ 高齢化や介護保険への移行、身体拘束

第2回：令和7年2月7日（水）13:00～14:30

主な議題 ①グループワーク（地域連携推進会議、余暇支援）

②事業所見学会の報告

③入所施設からの地域移行ケース報告

（6）こども通所支援事業所連絡会

参加機関：市内児童発達支援事業所、市内放課後等デイサービス事業所、市内相談支援事業所、こども発達センター、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年7月12日（金）9:30～11:00

主な議題 ①令和6年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール

②こども発達センターより 巡回相談

③事業所の抱えている問題や事業所の課題

④各事業所の得意とするところ等

第2回：令和7年2月12日（水）9:30～11:00

主な議題 ①市役所からの連絡（ファミケア、休業日の取扱、複数児童用上限管理）

②グループワーク（前回ワークの報告、地域交流についての取り組みやアイデアの共有）

7. 障害者週間イベントについて

障害者週間イベントは、障害への理解を深める啓発活動として毎年障害者週間に合わせて実施しています。令和6年度は障害者が作製した絵画の展示を行いました。

実施日	内容
令和6年10月7日（月） ～10月18日（金）	豊橋市役所市民ギャラリーでの絵画展示
令和6年11月5日（火） ～11月10日（日）	こども未来館ここにこ企画展示室での絵画展示
令和6年11月29日（金） ～12月13日（金）	こども未来館ここにこギャラリーストリートでの絵画展示

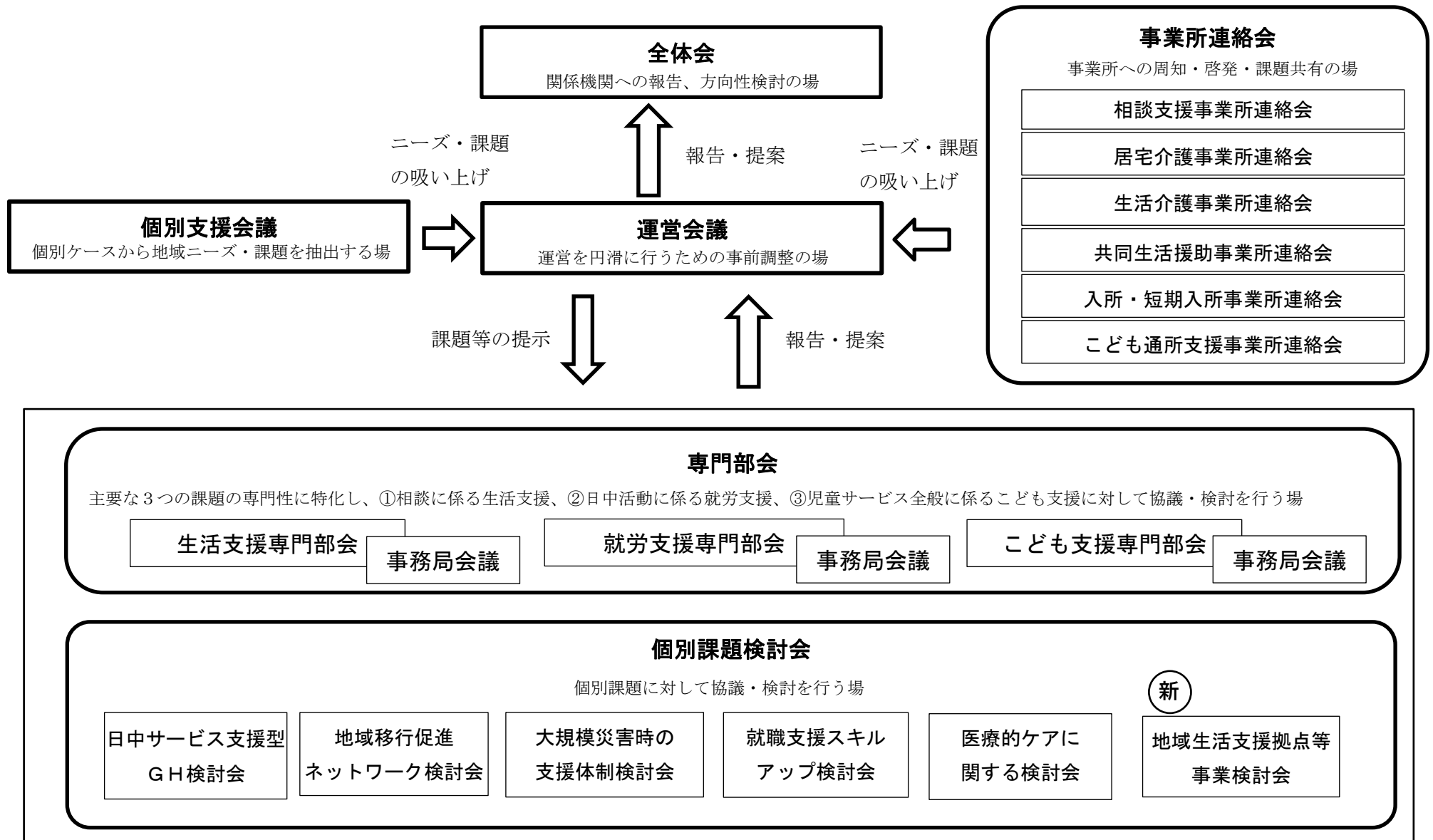


8. 令和6年度の協議会の取組について

令和6年度の豊橋市障害者自立支援協議会での協議事項

専門部会名	議題・課題
生活支援専門部会	1. 相談支援体制の充実
	2. 大規模災害時の支援体制の充実
	3. 強度行動障害に対する支援体制の整備
就労支援専門部会	1. 就職者数及び就職率を増加させるための取り組み
	2. 事業者の就労支援スキル・知識の向上
	3. 事業所間の意見交換と交流
	4. 障害福祉サービスの周知・啓発及び障害者の就労先拡充の検討
こども支援専門部会	1. 子育て支援体制の充実
	2. 障害児通所支援事業所の役割強化
	3. 事業所間、関係機関との連携による支援体制の強化

令和7年度 豊橋市障害者自立支援協議会体制図



◎自立支援協議会の各会議体の役割について

【個別支援会議】

- ☐ 個別のケースについて、関係機関との調整など具体的な話をする事で、課題の解決に向けた検討を行う。
- ☐ 個別のケース検討を通じて、地域にどのようなニーズがあるのか、どんな地域課題が解決されていないのかを顕在化させる。
- ☐ 解決できていないケースをさまざまな関係機関が参加して検討することで、それぞれが持っている情報を共有することができ、これまで知らなかった社会資源や関係機関の役割なども発見することができる。また、それにより人材育成にもつながる。

【運営会議】

- ☐ 個別のケースから抽出された地域課題をさらに検討することで、具体的にどんな取り組みをしたら良いのかを検討したり、どの課題を優先的に取り組むべきかを検討して、協議会で取り組むべき地域課題や取り組み方の方向性を決める。また、協議会で取り組むべき地域課題が決まったら、その課題をどの専門部会や検討会で議論していってもらうのかを決める。
- ☐ 専門部会や検討会での進捗状況を確認したり、どのように全体会に報告・提案するのかを検討する。
- ☐ 協議会の情報について、どこにどのように発信するのか検討する。

【専門部会】

- ☐ 協議会で取り組むべき主要な地域課題について、それぞれの課題に対応した部会を設置して、その中で課題解決に向けてどのような取り組みをしていけば良いか検討をしてもらう。

【個別課題検討会】

- ☐ 継続的に検討や取り組みを行う必要のある個別課題等について、検討を行ったり、具体的な取り組みを実施していく。

【事業所連絡会】

- ☐ 事業所同士の横のつながりを作っていくための役割や、事業所が抱えている課題の共有・顕在化、協議会や事業所運営に関する情報伝達をするための機会としての役割を果たす。
- ☐ 事業所職員の人材育成の機会としても活用する。

【全体会】

- ☐ 全体会では、各関係機関・団体等の代表者レベルの方が集まり、協議会全体の計画や方向性等について協議・確認を行う。また、市の障害者(児)福祉実施計画の進捗状況を確認する。
- ☐ 各専門部会や検討会等で協議されている内容について協議会全体で意思確認を行い、具体的な取り組みなど市町村に提案を行う。

令和7年度 豊橋市障害者自立支援協議会 年間スケジュール

種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
全体会			27(金)				中間報告				20(金)		○全体会 2回 ※中間報告(10月)
運営会議	18(金)		10(火)		19(火)		14(火)		16(火)		10(火)	17(火)	○運営会議 7回
個別支援会議	18(金)	22(木)	10(火)	15(火)	19(火)	18(木)	14(火)	18(火)	16(火)	22(木)	10(火)	17(火)	○個別支援会議 12回
専門部会	生活	5/30(金)					10/2(木)			1/30(金)			○生活支援専門部会 3回 ※事務局会議は随時開催
	就労	5/21(水)				9/3(水)				1/28(木)			○就労支援専門部会 3回 ※事務局会議は随時開催
	こども		6/6(金)		8/29(金)					1/21(木)			○こども支援専門部会 3回 ※事務局会議は随時開催
検討会	日サ支		6/18(水)							日中サービス 支援型GH			○日中サービス支援型GH検討会 2回
	移行域			7/30(水)						地域移行促進 ネットワーク			○地域移行促進ネットワーク検討会 2回
	地域生		6/20(金)										○地域生活支援拠点等事業検討会 1回
	大規模災害	5/19(月)			大規模災害時の 支援体制					大規模災害時の 支援体制			○大規模災害時の支援体制検討会 3回
	支援職	☆5/21(水) ☆6/3(火) ☆8/9(土) 就職支援スキルアップ ☆2/21(土)											○就職支援スキルアップ検討会 8回
	医ケア				医療的ケア					医療的ケア			○医療的ケアに関する検討会 2回 ※コーディネーター会は随時
連絡会	相談		事業所訪問 (委託+基幹)	7/31(木)					事業所訪問 (市+基幹)		相談支援		○相談支援事業所連絡会 2回
	居宅			7/9(水)							居宅介護		○居宅介護事業所連絡会 2回
	介生活			7/23(水)							生活介護		○生活介護事業所連絡会 2回
	GH			7/29(火)							共同生活援助		○共同生活援助事業所連絡会 2回
	入所			7/25(金)							入所・短期入所		○入所・短期入所事業所連絡会 2回
	こども			7/17(木)							こども通所支援		○こども通所支援事業所連絡会 2回
		5/15(木)、27(火) 児童通所支援 職員向け講座					専門職講座(PT/OT/ST/CP)						○児童通所支援職員向け講座 1回 ○専門職講座 2回

【令和7年度就労支援専門部会(全体会報告用)】

【協議事項】 新規:今年度から新たに検討する協議事項 継続:昨年度から引き続き検討する協議事項 拡充:昨年度から内容を追加し引き続き検討する協議事項

【達成度】 A:達成 B⁺:進捗予定以上、B:進捗予定どおり、B⁻:進捗予定以下 C:未実施 D:実施困難(取組み中止)

番号	令和7年度(就労支援専門部会)							令和8年度(就労支援専門部会)				関連する計画等										
	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	取組内容(実績)	達成度	達成度の理由と今後の課題について	次年度取組方針	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	豊橋市障害者福祉基本計画 2024～2029				第7期豊橋市障害者福祉実施計画 第3期豊橋市障害児福祉実施計画 2024～2026					
													基本目標	基本施策	取組内容 主要事業	該当頁	大項目	中項目	小項目	該当頁		
1	【拡充】 就労選択支援の周知・体制構築及びさらなる就職者数を増加させるための取り組み	○令和7年10月より新たに就労選択支援が開始されることに伴い、制度の概要、背景および趣旨などを正しく理解し、利用者・家族・関係機関などが混乱なく計画的に利用する体制を整えていく必要がある。また、隣市の就労移行支援事業所が少なく、本市の就労選択支援事業所を利用することが考えられるため、就労選択支援について、東三河の関係機関などと情報共有と共通の理解を図っていかなければならない ○一昨年から就労系障害福祉サービス利用者からの一般就労者数は増加傾向にある。その要因として、就労移行支援事業所の増加と移行の利用者数の増加が挙げられる。しかしながら、就職者を出している事業所に偏りが見られ、二極化している。また、就労継続支援を利用して一般就労を希望していたり、能力が十分に高まっていても、事業所の都合により次へのステップアップのための就労支援が行われず、本人の就労の機会が損なわれている	○就労選択支援の背景や趣旨を正しく理解し、関係機関と協議をしながら体制構築を図る ○就労選択支援の概要や目的を利用者・家族・関係機関などに対してわかりやすく伝え、さまざまな就労の場や本人の可能性を知る機会を設け、改めて各就労系障害福祉サービスの共通理解を図ることで、利用者本人の就労意欲向上へとつなげる	○就労選択支援を開始予定の事業所数および利用見込者数を把握するとともに、学校や相談支援専門員などとの関係機関と連携を図り、新たな体制の構築を図る ○利用対象となる利用者や家族、関係者などの混乱を避けるために、就労選択支援が創設された背景、趣旨およびフロー図などの説明資料を作成し、豊橋市内のみならず東三河圏域の学校や関係機関などへの説明会などを多数実施する									Ⅱ	5	(1)	雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化 ①福祉的就労から一般就労への移行の促進	17					
2	【継続】 事業者の就労支援スキル・知識の向上および事業所間の意見交換と交流	○各事業所が求めている情報や研修内容の幅が広がっており、事業所同士の交流や意見交換ができる機会を増やしてほしいとの声が出ている ○就労系障害福祉サービス事業所としての役割や就労に対する認識や視点が不足している場合がある ○本人の希望に応じて、さらなる就労のステップアップに向けた利用者への働きかけが行われていないことがある	○新たな就労系障害福祉サービス事業所連絡会(仮名)を設けることで、課題の共有をはじめ、情報交換や交流の機会とし、利用者の給与・工賃向上につなげる ○新設の就労選択支援における内容についての理解を深め、改めて就労系障害福祉サービス事業所としての「就労」の考え方や事業所としての役割について改めて考える	○新たな就労系障害福祉サービス事業所連絡会(仮名)開設に向け、事業所見学会や交流会などを開催し、新たなニーズや目的を共有する ○新たな就労選択支援について、就労系障害福祉サービス事業所として創設された背景や趣旨などの説明を行い、勉強会などを複数回実施する。この際に、改めて「就労」の考え方や本人の就労の可能性を高める勉強会の機会とする														Ⅲ	2	(3)	今後の取り組み	18
3	【継続】 障害者雇用のさらなる拡充と障害者雇用に係る事例などの共有	○障害者雇用などの周知・啓発のイベントなどが少なく、就職を希望する障害者や支援者などに必要な支援が行き届いていない ○障害者の就労先として、法定雇用率の未達企業など障害者就労先と福祉側の相互理解が課題となっている	○障害者雇用に係る支援などの周知・啓発のイベントなどを開催し、さらなる障害者雇用の拡充に向けて必要な準備を進める ○障害者の一般就労事例を通して、他の企業や事業所などへの理解を深め、障害者雇用を積極的に進める	○ハローワーク、愛知障害者職業センター、就業・生活支援センターなどと連携し、障害者および企業等に障害者雇用などの周知・啓発を実施する ○一般就労へ移行した障害者との座談会や、障害者雇用を行っている企業見学などを実施し、障害者雇用の促進へ繋げる									Ⅱ	2	(1)	雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化 ⑥就労支援に向けた関係機関との連携	17					

令和7年度虐待防止事業所訪問について

資料 6

○令和7年度以降の訪問事業所（予定）

実施年度	対象事業所	虐待防止相談員による巡回訪問（※2）
令和7年度	○日中活動系（自立訓練・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・就労定着支援・地域活動支援センター）	○入所系（短期入所・施設支援入所）
令和8年度	○訪問系（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護） ○入所系（短期入所）（※1）	○入所系（共同生活援助）
令和9年度	○障害児通所系（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）	○入所系（共同生活援助）
令和10年度	○入所系（共同生活援助・施設入所支援） ○令和7年度から令和9年度の間で新規指定を受けた事業所	

○令和7年度の取り組み（予定）

概要	日時	内容
日程調整	6月	・対象事業所に日程調整の依頼送付 ・関係機関と調整し、事業所毎の担当者を決定 ・対象事業所に日程決定の通知
事業実施	7月	・訪問開始 ・未回答事業所と調整、担当者の決定、日程の決定・通知
中間報告	9月	・第1回権利擁護ネットワーク協議会にて中間報告
	10月	・運営会議にて中間報告
事業実施	12月	・運営会議にて訪問進捗の情報共有 ・事業完了
年間報告	2月	・第2回権利擁護ネットワーク協議会にて年間報告

※1 入所系（短期入所）は短期入所のみ指定を受けている事業所であり、施設入所支援や共同生活援助の指定も受けている事業所は除く

○虐待防止相談員による巡回訪問（※2）

入所系事業所については虐待防止相談員による巡回訪問を実施する。

令和7年度

豊橋市障害者虐待防止研修会

～虐待を防止する支援に近道はない～

豊橋市では、令和7年1月から新井氏に虐待防止相談員として活動していただいております。今回の研修では、障害児を対象としたサービス事業所の現場で従事されている方を対象に、新井氏から虐待防止相談員としての活動を踏まえた講演をしていただきます。豊橋市の障害児支援を支えてくださっている皆様に、虐待を未然に防ぎ、また早期に発見するための知識とスキルを身に付けていただくことで、豊橋市の障害児支援のさらなる発展につながると考えています。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日時

令和7年
7月8日

火

14:00-15:30

受付開始 13:30

入場
無料

講師

講師：新井 在慶 氏
(豊橋市虐待防止相談員)



場所

豊橋市公会堂（豊橋市八町通二丁目22番地）

（当日、お車でお越しの場合は豊橋市役所駐車場をご利用ください）

対象者

障害児を対象としたサービス事業所に従事する方など、
障害児支援に関わる方

申し込み

（裏面二次元コードからお申込みください）

【6/30 月曜日 締切】

問合せ

TEL：0532-51-2214

豊橋市役所 障害福祉課

令和 7 年度 豊橋市障害者虐待防止研修会 申し込み



締切：6/30（月）

こちらの二次元コードよりお申し込みください。

二次元コードのご利用が出来ない場合は豊橋市役所障害福祉課 福祉サービスグループまでご連絡ください。
（0532-51-2214）